

議会運営委員会

令和3年12月20日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 齊藤誠之 | 副委員長 | 星宏子 |
| 委員 | 山形紀弘 | 委員 | 中里康寛 |
| 委員 | 森本彰伸 | 委員 | 鈴木伸彦 |
| 委員 | 小島耕一 | 委員 | 大野恭男 |

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

| | | | |
|----|------|-----|-----|
| 議長 | 松田寛人 | 副議長 | 相馬剛 |
|----|------|-----|-----|

説明のための出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 企画部長 | 小泉聖一 | 企画政策課長 | 松本仁一 |
| 産業観光部長 | 富山芳男 | 農林整備課長 | 室井正幸 |

出席議会事務局職員

| | | | |
|-----------------|------|--------|--------|
| 事務局長 | 増田健造 | 議事課長 | 渡邊章二 |
| 議事課長補佐 兼庶務係長 | 印南恵子 | 議事調査係長 | 佐々木玲男奈 |
| 主査 | 飯泉祐司 | 主任 | 伊藤奨理 |

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
・委員長
3. 協議事項
 - (1)議会基本条例第11条に基づく計画等について
 - (2)政治倫理条例等の一部改正について
 - (3)議会活動に係る事務事業評価について
 - (4)会派代表質問、市政一般質問の執行部確認方法の変更について

(5)その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 おはようございます。

12月の定例会も開けて何かとお忙しい中、議会運営委員会のほうにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会のほうを開催させていただきます。



◎委員長挨拶

○齊藤委員長 今回は、皆さんちょっと長時間ということで、事務事業評価のほうをメインとしてやっていくんですが、意見がまとまればスムーズに進むということと、この評価が、結果的に今年度、今どう行われているかという、ちょっと前戻しの議論になりますので、怪しいところもあると思うんですがお付き合いいただければと思います。

そのほか、執行部のほうから11条に基づく計画等、あと議会のほうから、この間、政治倫理審査会に投げさせていただいた条例の一部改正についての議論等がありますので、皆様の忌憚のない御意見をいただくことをお願いしまして、簡単ではございますが委員長の挨拶とさせていただきます。



◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、早速、協議事項に入らせていただきます。

(1)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画協定等につい

ては、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決、または報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思います。

本日は、企画部、産業観光部から2件の案件がございます。

まず、企画部の案件を協議いたします。

株式会社八芳園との包括連携に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

企画部長。

○小泉企画部長 おはようございます。

それでは、企画部の案件ということで、株式会社八芳園との包括連携協定、こちらのほうについて御審議をいただきたいと思います。

説明のほうは座って、申し訳ありません、よろしくをお願いします。

それでは、お手元のほうに事前に資料のほう送らせていただきました。こちらのほうをもって説明のほうをしたいと思います。

協定の内容としましては、農畜産物加工品等の地域資源に係る販路の拡大に関する事、それから、地域の魅力発信等、イベントの促進による地域の活性化に関する事、次世代を担う人材育成に関する事、この3点というところを大きな項目として協定のほうを結んでいきたいと思っております。

この内容につきましては、実際には、今回、オリンピック・パラリンピックの関係で、内閣府のほうで連携のほうを取っていただいていた、ホストタウンの関係で連携を取っていただいていた事業、山形県の長井市、岩手県の矢巾町、それからうち、那須塩原市というところの三者、オーストリアをホストタウンという形でやっていたところ

で、地元の食材等を活用したおもてなし料理というところで、本市におきましては、那須拓陽高校も御協力をいただいて、料理のほうのレシピ作成というところで、ホストタウンのほうで取り組んでおりました。そのときに、シェフ等、料理等のアドバイスをいただいたのがこの八芳園さんというところで、これも内閣府のほうのコーディネートの下、お付き合いをいただいたというところで、それからは、今回、この連携協定というところに、将来的なことも見た中で結んでいこうということでございます。

目的、背景のところにつきましては、今、お話ししましたようなところ、オリパラのホストタウンの事業として協力をいただいたというところ。それから、10月になるわけなんですけれども、八芳園がプロデュースした白金台イベントスペース M u S u B u というところで、本市の農畜産物の P R、これは八芳園が主催という形で、3日間ほど、那須塩原市の日にちを取っていただいて発表を行いました。

実は、先週土曜日には、山形県長井市でやはり同じようなイベント、八芳園のほうで主催したところに市長も出向いて交流を行ってきたというところでございます。

これら、今後も引き続き、この八芳園との連携、こういうところを基に、オリパラのレガシーということで協力をしていただければなというところで、市のほうとしては考えています。

また、八芳園のほうにつきましては、それぞれの自治体のこういう発表の場、機会ということを設けたいというところで協定のほう結びたいというところで双方での考え方があったということになっております。

効果としましては、ブランド力の向上、あるいは地域の魅力発信、食の P R というところに効果

があるのかなというところで考えております。

議会の対応というところにつきましては、議員全員協議会、1月の全協で報告というようなどころで御審議をいただければと思います。

理由としましては、既にオリパラの時点から、高校生を巻き込んだ中での取組ということで進めている八芳園との連携、こういうところについて、引き続き推進していきたいというところで考えております。オリパラのホストタウンが終わってしまっ、この後、レガシーというところでうまく八芳園さん、協力をいただいてということで考えております。

参考までになんですけれども、八芳園さんのほうで、市、町、自治体と連携協定を結んでいるところとしましては、岩手県の山田町、これはオランダのホストタウンだったところ、それから山梨県の山梨市、これはドイツ、キルギスというところのホストタウン、それから、ホストタウンではなかったんですが、福島県の鏡石町、こういうところがやはり協定を結んでいます。

鏡石に至っては、鏡石町にある県立の岩瀬農業高校、こちらのほうが農産物の安全性を示しています G A P というところについて、地元の福島産の野菜、お米、こういうものについて安全性を認めていただきたいというところでの取組を高校自体がやっているというところで、八芳園との協定が結ばれているというところで、その中で岩瀬農業で作ったお米を基に甘酒、これ、八芳園のホームページのほう見ると出てくるんですが、甘酒のほうをプロデュースして、それを八芳園のほうで販売していると。岩瀬農業のほうで作ったお米を基に、安心・安全というところを P R する意味でも八芳園のほうで協力していただいているというように、そういうこともあります。

那須塩原市においても、食のほうについては那

須拓陽高校、一緒に協力をいただいているというところで、この後、連携協定の中で、先ほど言った次世代を担う人材育成というところについては、那須拓陽高校とも協力ができればなというところで、市だけじゃなくて、高校生、こういうところも巻き込んで事業のほう展開できればということで、今回、連携協定のほう結びたいというところで考えているものでございます。

説明については、簡単なんですけれども以上でございます。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 協定の内容ということで、(1)の農畜産物加工品というふうなことと、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業ということで、農畜産物はどちらかというと産業観光部、オリパラに関してのホスト事業は教育部、ここに来て企画政策課が担当するというと、ちょっと何かごちゃごちゃしているようなイメージがあるんですが、これが企画部政策課で出た経緯みたいなのが分かれば教えていただきたい。

○齊藤委員長 部長。

○小泉企画部長 今まで協定については、災害時の協定、災害に限ったものについては総務部所管ということでやっていました。そのほか、ここで例として挙げれば、東京電力との協定、こういうものについては、福祉とか災害とかいろいろ関係しているもの、連携協定というものについては、企画部が取りまとめて協定を結んでいた関係で、今回も連携協定ということで、企画部のほうで提案のほうさせていただいているところでございます。

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 分かりました。

そうすると、今度、農畜産物とか加工品というふうなことが絡んでくると、産業観光部の役割も非常に大きい。その辺のやり取りみたいなのはしっかりできるのかなというふうな、ちょっと懸念されるところがあるんですが、どうなんでしょうか。

○齊藤委員長 部長。

○小泉企画部長 個別の案件につきましては、それぞれの部署のほうで連携を取っていただくというところで考えていますけれども、今回、窓口として、連携協定、いろいろな部署に関わるものということで企画部のほうで提案をさせていただいたところでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 今回、この協定に関して費用負担はないということを書いてあるんですけれども、この協定を結ぶことによって多分、事業とかいろいろ出てくると思うんですけれども、そういうことの中でも、基本的にはそんな大きい負担があるようなものではないということよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 部長。

○小泉企画部長 費用負担という面なんですけれども、当然ながら市が主催であるものについては、市の事業としてやはり予算が必要になってくる。今回、八芳園のほうで10月に行ったイベントについては、八芳園が主催だったので、市のほうでは、特に会場費とかの支払いはなく、出向いて行って、農畜産物を売ったとか、そういうようなところの手配をしたというところで、やはり関係しているところでの費用負担、旅費とかこういうものはあるにしても、それぞれの事業に応じて全てが市が負担というところじゃなくて、協定を結んだ中で協議をしてみたいと思っています。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ここでは、株式会社八芳園ということだったんですけども、ネットで調べると八芳園というのは、ここに出ているのは、ウェディング事業、宴会、レストラン事業という事業内容があるんですけども、この辺の、ちょっと分からなかったのを確認をしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 部長。

○小泉企画部長 そのホームページに載っている事業展開している八芳園で間違いはありません。その中でオリパラの関係でやっていた事業について、今回、事業の内容の連携というところになっていきます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、食の話だと思うんですが、この事業の中にレストラン事業、人を集めてやるような事業だと思うんですが、八芳園さん自体はこういったことを、地方のこういうところと取り組んで、これからどう進んでいこうというような考え方みたいなものは何っていますか。

○齊藤委員長 今現在も、この間、市長が挨拶したときも、もうやられている事業にこちらを追加したいという話なので、報告にしたいという案件なので。

○鈴木委員 そうだね。そういう流れの中で…。

○齊藤委員長 そうなんです。オリパラレガシーを継続していくのにさらなる包括の連携協定をしたいという話なので、できればそれが議決に至るのか、報告でいいのかという疑問をしていただくと助かるんですけども。

部長。

○小泉企画部長 今回のこの包括連携協定の中で、先ほど鈴木委員さんおっしゃっているような、八芳園についてはウェディング事業であったり、レ

ストラン事業、こういうものの拠点とするための連携協定ではなくて、あくまでもオリパラを通じた中でのレガシーというところで、食の安心・安全、あるいは農畜産物の販路の拡大だったり、あるいは高校生などの人材の育成、こういうところの事業について連携をしていきたいというところで、確認は取れているところがございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ここで議員会討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

[「委員長、ちょっと1個だけ質疑に戻ってよろしいですか」と言う人あり]

○齊藤委員長 質疑に戻るんですか。質疑は微妙です。副議長はあくまで御意見なので。質疑じゃない御意見なら認めます。

ほかに討議すべき内容はございますか。ないですね。

[「はい」と言う人あり]

○齊藤委員長 それでは、議案とするか報告とするかを含め、委員からの御意見はございますか。

森本委員。

○森本委員 費用負担もないということと、今まで行ってきたものに対する継続的な部分の協定ということですので、報告でよろしいんじゃないかと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件については、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで執行部入替のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、産業観光部の案件を協議いたします。

那須塩原市森林整備計画の変更について協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

○富山産業観光部長 それでは、説明させていただきます。

今回の案件ですけれども、那須塩原市の森林整備計画の変更についてということでございます。

まず、1番目の計画策定の目的及び背景ということでございますけれども、那須塩原市の森林整

備計画につきましては、森林整備の基本的な考え方や森林施業の方法等について定めるものでありまして、令和2年度において5年に一度の見直しを行いまして、令和3年3月議会にて議決を得たところでございます。

しかしながら、今年の6月に、上位計画であります国の森林林業基本計画の策定及び全国森林計画の変更に伴いまして、栃木県の地域森林計画が一部変更となる予定でございます。

森林法におきまして、県知事が、地域森林計画の変更によりまして市町村の森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるときは、当該市町村森林整備計画に関わる市町村に対し、計画を変更すべき旨を通知しなければならないというふうな規定がされておりまして、来年3月末までに当該市町村は一斉変更するよう、県のほうから通知が来ているといったところでございます。

計画の概要でございますけれども、林野庁通知の市町村森林整備計画制度の運用についてにて示された林地の保全に留意した適切な伐採、運搬及び更新の確保に関する記述等を追記するものでございます。市の森林整備計画、全部で30ページぐらいのボリュームなんですけれども、その中に7か所ほど追記をするというものでございます。

計画の期間ですけれども、こちらは変更はございませんが、令和3年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

あとは、市民等への効果及び影響につきましては、市の森林関連施策の方向性及び森林所有者が行う伐採や造林などの作業方法に関する方針を定めることで、森林の適切な整備が図られるものと思っております。

市民参加の有無でございますけれども、こちら

については計画案の縦覧を30日間する予定でございます。

総合計画上の位置づけでございますけれども、基本施策1の1、自然環境を保全する。具体的な施策については③、森林資源の保全、管理を推進するものでございます。

関係法令及び上位計画ですけれども、法令としましては森林法、国の計画といたしまして森林林業基本計画、あとは全国森林計画がございまして、県の上位計画としまして、那珂川地域森林計画がございまして、

上位計画の議決の時期ですけれども、国の計画、森林林業機能計画、あとは全国森林計画、これが令和3年、今年の6月に閣議決定されたというものです。また、県の計画、那珂川地域森林計画がございまして、今月策定、変更する予定というふうになっております。

議会の対応につきましてですけれども、議員全員協議会での報告にさせていただければというふうに思っております。

理由といたしましては、この案件、国や栃木県の地域森林計画の変更に伴いまして、市の計画を上位計画の変更内容に即した形で一度変更するため、報告案件とさせていただければというふうに思っております。

説明としては以上となりますけれども、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

小島委員。

○小島委員 国の森林計画の変更ということで、それに併せて市町村が計画を変更すると。これはやむを得ないことだと思うんですけれども、具体的にその内容の大きさというのが課題になるところですけれども、林地の保全に留意した適切な伐採

とか搬出とか、更新の確保、これについては全く記されていないということで理解していいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 部長。

○富山産業観光部長 全く記載していないというのは、その部分が抜けているところがあったんで、その分はちょっと追加になるんですけれども、例えば伐採を行う際には、森林経営計画及び伐採届等の区域を越えて伐採、間違つて伐採しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うとか、そういうふうな文言が、これが1つですけれども、そういうのが7つぐらいあるんですけれども、その部分が追加になってくるというところですよ。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、伐採とか搬出、それに対する数字とかそういう具体的な計画的なものが、今回の追記の中に含まれるのどうかお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 部長。

○富山産業観光部長 そちら数字的なものは、今回、変更はございません。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ここで議員会討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、それでは、議案とするか報告とするかを含め、委員からの御意見はございますか。

小島委員。

○小島委員 今、お聞きしたところ、具体的な計画も変更に至っていないと、国の通達の中から変更部分を追記するというようなことでありますので、これは報告でいいのかなと思われました。

○齊藤委員長 そのほかご意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

以上で(1)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了といたします。

それでは、執行部の退席を。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第、(2)政治倫理条例の一部改正についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、政治倫理条例の一部改正、それから規則の制定につきまして、先日の政治倫理審査会で御協議いただいた内容についてお諮りするものでございます。

まず、条例の改正です。

新旧対照表を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、政治倫理基準違反に関する措置を盛り込むというのが一番大きな内容となっております。まずは第2条でございますけれども、右側は現行の規定になりまして、左側が改正案となります。

政治倫理基準といたしまして、1号から5号までであったものについて、6、7、8と3点追加するものでございます。

6号がセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントを行わないこと。

7号は、故意に議会運営を妨げる行為を行わないこと。

8号といたしまして、犯罪その他の事由により、議会に対する市民の信頼を損なうことのないようにすることというものでございます。

8条、審査会の所掌事務でございますけれども、まず第2号は、19条第1項というところを20条第1項にする。こちらはこの後に続く12条という条文が追加されることに伴って、条ずれが行われるので、その対応でございます。

3号につきましても同様でございます。

新しく4号を追加いたしまして、第2条に規定する政治倫理基準に違反した議員に対する措置に関することということで、12条で措置を定めますが、それは審査会の所掌事務ですよというふうに定めるものです。

続きまして、12条、こちらが新たに追加する条文でございますけれども、8条1項4号、先ほどのところ。措置の種類は次に掲げるとおりとするということで、今回の措置内容としまして、1号から5号まで、徐々に重くなる形になっておりますが、1号が議長からの口頭注意、2号が文書による厳重注意、3号が議場における謝罪文の

朗読、4号が議会役職の辞任勧告、5号が議員の辞職勧告となっています。

第2項といたしまして、審査会は、議長からの諮問、もしくは自らの判断、あるいは議員の政治倫理基準違反により被害を受けた議員、職員、市民等からの措置要求があったときに、審査会は政治倫理基準違反のみの調査をするというふうにしております。

その調査の結果、3項のところ、20条で後で出てくるという規定もあるんですけども、政治倫理基準違反の事実があったことを確認したときは、その違反をした議員に対する措置を行うことを決定するというふうになっています。

この中で、先ほどの4号、5号の部分につきましては、重い措置になりますので、審査会だけの決定ではなく、審査会としては措置を行うべきことというのを決定いたしまして、後ほど本会議で審議をいただくというものを想定しています。その結果を受けまして、会長は、前項の規定により決定をしたときは、その結果を議長に報告をします。

この場合において議長は、その報告の内容が、先ほど4号、5号の措置を行うべきとするものにつきましては、その措置を行うかどうかということについては、本会議に諮って決定をします。

5項、法134条のほうで懲罰というものがありますが、こちらについては両方はできませんよということで、法の懲罰、もしくはこの政治倫理条例に基づく措置のどちらかだけという規定でございます。

6項といたしまして、措置の決定は、政治倫理の確立による市民の信頼の確保、これが一つ重要でございますが、議員の活動の自由の保障、こちらも重要ですので、萎縮しないようにということで、双方の調和の観点から適切に行いますという

ものが6項でございます。

13条まではずれと、あとは4項のところ、通常は過半数で決めるんですが、先ほどの辞職勧告についてはかなり重い措置となりますので、審査会においては委員の3分2以上が出席し、4分3以上の者の同意がなければ、辞職勧告を行うべきという決定はできないというふうに要件を加重しているものでございます。

その後、条ずれ等がございまして、最終的に27条までこちらを改正するという内容になっております。

続きまして、規則のほうです。

現在、規則がございませんけれども、こちらを新たに定めるというものでございます。

政治倫理条例施行規則ということで、第1条は趣旨となっています。

第2条のところでは、就業等報告書の様式を定めるというものです。

3条は、資産等報告書の様式を定める。こちらは現在使っている様式と同じ内容になります。

4条といたしまして、措置に対する弁明ということで、審査会は12条1項に規定する措置を行うこと、また、行うべきことを決定するときは、措置の対象となる者に対して弁明の機会を与えなければならないと、手続上の定めをしています。

調査請求といたしまして、条例20条以降の規定による、市民等から申出をするという規定があるんですが、調査請求書と調査請求者署名簿と、あと証拠とすべき書面を出しますということで、この請求書と署名簿の様式を定めるものでございます。

2項といたしまして、その署名簿が、選挙人名簿に登録されているかどうかを選管のほうに確認するという規定でございます。

次のページから、様式第1号、様式第2号、様

式第3号、様式第4号ということで様式を定めているものでございます。

市の説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑はございますか。

その前に、副議長、何かありますか。審査委員長として何か補足というか。

○相馬副議長 ございません。

○齊藤委員長 それでは、ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この議案は、要するに日程的なことを含め考えたときに、その説明がなかったんで、今、ここで決めないで一旦持ち帰って、それまでにこれを採決取るのかという。

○齊藤委員長 今回、皆さんに御判断いただいて各会派に持ち帰る、個人の会派もありますので、その意見いただいて、3月の頭かけつには議案上程として成立をしたいかなという予定でありますので、2月の全員協議会には報告をしなければならないということになりますので、1月中にはどちらにしても判断をしていただくという形になります。

鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、議場で採決する判断をするのはここだと思うんですけども、その内容の審査については、その個人的意見だけではないと思っているので、そのために時間をもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかって思うんですけども、今後これに対する審議日程とかはどのように考えているのかなと。

○齊藤委員長 この間、皆さんに一応、現状としてのお話と、こういったものを進めていくに当たって議運で審査は不可能なので、政治倫理審査会に任せるということで皆さんの同意を得て、今回、

そのたたき台が上がってきたという形になります。

議運だけで決定ができないというよりは、議運はここで決めた後に、最終的な審議をして議案として上程するかどうかという型になりますので、ここにいる皆さんが、基本的にはオーケーが出ないと、上に上がらなくなるということになっているんだよね。

なので、まずは皆さんが、今の質疑の段階でこの条例をある程度加味して持って帰ってもらわないと、これだけをただほかの議員さんに見せても、多分、はてなマークがつくであろうというふうに思っています。

なので、一番最初、一番変わったところは、この第2条の6項、7項、8項がついているということなので、ここを入れてきた理由というのは、前回、皆さんにお諮りしたとおりの理由となっております。議員の資質向上もありますが、そういった議会運営にならないように、要望するための一つとして、今回これを設けさせていただいておりますので、多分、この中で疑問であったり、疑念があるとしたら、その意見を皆さんと意見していただくというのが先になるのかなとは思っています。

小島委員。

○小島委員 ここに出てきた議案に対してちょっと質問したいと思っているんですけども、まずは最初の新しく加えた問題です。セクシャルハラスメントとか議会運営とかいうことで、特に(7)の故意に議会運営を妨げる行為を行わないことということで、今、例えば香港なんかでいろいろな民主的な発言に対していろいろ問題が出ていますけれども、故意に議会運営を妨げる行為というのはどんなことを言っているのか、ちょっと意味が分からないところもあるんですけども、その辺はどのようなことで入れているのかお伺いしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 私的には、先に話させていただくと、テレビでよく見ているようなニュースがありますよね。例えば議会運営ですから、北海道でしたか、沖縄でしたか、議長を選出するときに、俺、席どかないって言って7時間、8時間までしちゃった方がいるとか、あるいは運営上、全く関係ないことをずっとやって議会の進行を妨げることなので、誰かがやっているからここに項を設けたわけじゃなくて、前例を、他市議会とかの議会を見ながら、起こり得そうなものを審査するための条項としてくっつけさせていただいているので、あくまでこれに該当するかどうか決めるのは、政治倫理審査会か議長という形になってきますので、どういうことを想定しますかと言われると、みんなが、運営妨げているよねと思った瞬間から、多分、それは全てだと思うんですよ。

だから、全てひどいものではなくて、ひよっとしたら軽微なものであったとしても、例えばこの前の一般質問でいうと机をはたくとか。禁止事項をやられるというのは、ルールですから、なのでそれを言っても分からなければ、こういったものを利用して指導しなければ、今までやる手段がなかったって話はこの間もちょっと言わせてもらったんです。

だから、はたいてもいいのかという議論になっちゃうんですよ。いや、それは違うとなっちゃうと。

なので、こういったものに判断に該当するかどうかをしっかりと意味するためのことに、故意にっていう形。俺ははたいてもいいって、その当人の方、言っていましたけれども、でもそれは議場では禁止というか、やめてくださいという話をしてあるはずなんですよ。もう何年も。皆さんがなられる前から。

なので、それを故意に邪魔をしているというこ

とには、多分、いる方は納得はするであろう。たかが机はたくけれども、議会の進行を妨げているということに該当するという可能性もなきにしもあらずです。

○齊藤委員長 どうぞ。

○小島委員 要は、パフォーマンスの一つだと思う見方もあるし、例えばそれを周りの人に問題を起こしているわけでもないというところがあるとする中で、どこまで制限するのかというようなことです。

そういう中において、その後の第12条で、議長からの口頭注意とか文書による厳重注意とかいろいろたっていますけれども、議会役職の辞任勧告なんていうのはちょっとピントがずれているのかな。ある人もいるし、ない人もいるわけなんで、このあたりがちょっと要るのか要らないかと。そこがちょっと疑問ですけども、そこら辺、どういうふうを考えているのかお伺いしたいと思うんですけども、議会役職って全員が役職持っているわけじゃないんでね。

○齊藤委員長 今言われたとおり、役職がない人にはこれは適用しないだけの話なので、役職があったときにそれぐらいは妥当であろうといった場合に設けている項目ですから、ない人のためにつくっているわけじゃないんです。該当する者に対して、用意されていないとその指導ができないというふうに捉えていただければいいかなと。

だから、私が何か悪いことすれば、議運の委員長降りなさいって言われたときに、役職の勧告ということですから。ただ、それにもっとひどければ、議員の辞職勧告まですべきだという話になるだけなんで。そこまでいなくても、あなたのような人は委員長は降りるべきだというんであれば、こういう話を出せるようにしている項目なので。

今、言ってくれたとおり、じゃ、何か対案があれば言っていただいてもいいんですが、外すという議論になれば、ここで今、皆さん、委員会同士で、我々と委員さんでやるわけでもないで、みんなで作り上げるということの概念から、この項目が行き過ぎているかどうかというところは、ちょっと今の小島委員の聞き方であると、要らないという意味なのか、そこら辺をちょっと明らかにしてもらいたいというふうに思うんですけれども。

○小島委員 要は、全議員を対象にした罰則規定なんだと思います。そうすると、役職なんていうのはやっぱり自分から辞める話であって、上から言うものではない。議員の辞職勧告は当然あると思うんですけれども、これは当然。だから、全員が同じようなレベルで、おかしくやったときには、同じような形でやるというのが普通の罰則規定なんですよね。そういう面では役職の辞任勧告というのは、ちょっと筋が違うのかなという感じはします。

○齊藤委員長 御意見としては承りますけれども、私的には、こういった段階が入っておかないと、3項以降は全部辞職勧告になっちゃいますよ。

だから、役職の辞任を迫る、先ほど言ったように、自分で辞めますなんてきれいなこと言っていましたけれども、大体辞めないんですよ、そういう人って。なので、議会の総意として、それだけの態度をしているのであれば辞めるべきであるという意見をするための一つの項目ですから。措置としての。

これは政治倫理審査会も決めますし、決めた後に議長報告したら、議場で4から5は語るわけですから、だからそれが納得いかなければ、擁護してあげればいいでしょうしということになるので、こういった取組がないと、何に該当する処分を行

うかという議論にならなくなっちゃうんですよ。言葉で注意したって、何回も言いますけれども、机はたくさんですから。極端な話。

なので、そういった理論もやるための武装として、今後、こういったものを置いておきましょうと言っているんです。今後、議運委員長になったときに、何も注意ができないんですよ。今までのやり方。今まではそれでよかったんです。皆さん、納得してくださっていたんです。

ところが、その理論を分かっていただけない議員さんたちが、今後どういった形で入ってくるかも分かりませんし、政治倫理審査会に投げられる、要は政治倫理審査会があるので、そこを受皿としてこういった議論を持っていきましょうという話なので、本当、条例は施行、一部改正をしたいと思うんですが、この役職の辞任については自分は妥当だと思っております。

○小島委員 私が言ったのは、要は、役職は、普通ですと全部の人がやっているわけじゃないので、26人全員を対象にした罰則規定というものが普通だということを言っているんです。罰則規定としてはだよ。

○齊藤委員長 そうなんですけれども、そうすると26人に別につくるわけではないと思うんですけれども。特定の人にもできるようにしっかりと項をつけている。

○小島委員 特定の人というのは、それだけの役職を持っているわけだから、自ら辞めるのが当たり前だというのが私の意見。

○齊藤委員長 だから、それでするんだったらこんなにつくらないんですよ。そういうわけであって居座る方々もいらっしゃるので、議会の総意として提出する場合、誰々委員、先ほど言った私でよければ私に、議員全体が、あなたはそぐわないから辞めてくださいと言うためのこれがなければ、

その他という項目がないので、勝手に役職だけ辞めろ、辞めろと言っても効果がないんですよ。なので、26人のためだけにつくるというわけじゃなくて、その中に。

○小島委員 要は、対象を全員に与えて、全員に対して罰則規定をつくるのが普通の罰則の規定のつくり方だということ言いたいです。

○齊藤委員長 それを言いたいということですね。じゃ、御意見として承っております。

じゃ、鈴木委員。

○鈴木委員 今、一番感じるのは、今の会話もそうなんですけれども、威圧的な力が働くということについてなんです。中国がもうほとんど民主化されなくなっていっちゃうんだよね。そうすると、一つの力を持っているたちは、もうどっとやろうとするんですよ。那須塩原市議会の、どうも気になるのは、数の力ですよ。確かに民主主義は。だけど、誰かがこう言って、それに同じ考えですと、個人がかなり制約されてくる。

そうすると、議員というのは、やっぱり自由に発言して自由にいろんなことをできたほうがいいと思うんですよ。だから、自分たちが自分たちの首を絞めて行動範囲を狭くするようなことは、極力やめるべきだというふうに思っているんですよ。

だから、議員として、ちょっと話また違うだろうと言われるかもしれない。市長に対する倫理規定をつくる、市長が勝手なことしちゃ駄目だよという倫理規定つくるのはあれですけども、自分たちで自分たちの行動を狭めるなんて倫理規定をどんどん厳しくしていく。確かにルールはきちんとあったほうがいいし、基準をどうするのか、セクハラって誰が判断するのか。みんなで決めたとき、率先力がある人たちが、そのとき、そのとき決めていくような形になるんだけど、一言で言うと、あんまり厳しくしたくないんですよ、倫

理規定を。最低限あればいいだけであって、誰もよくないことはよくないことなので。

これを出てきたやつの中に、皆さんの中で決めて、案をつくっていくのは大変だった、そう思っていますよ。うちらはそこにいないんで、いきなり、これ、見たんだよね。そのときのこれが出てきている経緯とか、本来のことはどういうことなのか、今の説明だけでは分からないわけではないんですけども、でも、日本にある地方自治体がどこまで整備しているか。整備することがいいのか。本来、倫理なんだから、なくても、自分で自主規制すればいいのか。それは基準が違う。それでもいいと思っているんですよ。

問題が起きたら、そのとき対応すればいいんであって、一言いえば、あまり自分たちで自分の制約をかけないほうがいいんじゃないかという観点に立ってものを考えているんで、そういう話を一旦持ち帰って、会派の中でよく考えてからやりたかったんですよ。

今の話はそれでいいですよ。いい話をしていると思っています。内容はそういうことだと思うんですけども、今、そこでどんどん詰めるんじゃなくて、うちらはうちらで一旦帰って話をして、そちらはある程度、内部で話ししているかもしれないけれども、うちらは初めて見た条文だし。何でちょっと時間的なものとか、正月とか入ってしまうんでどうなのかなというのがあったから、時間的なことお願いしました。

一言だけ言うと、あまり議員は、市長とか政策に対していろいろ言ってもいいけれども、自分らの行動を狭めて自分たちが発言できなくなるような、ものをやっぱり強く言うときは、声はでかくなるし、手が動くかもしれないし、そういったことをいちいちあまり細かく規定するのは、本当に議会活動、那須塩原市の議会活動に本当にいいの

かどうかというのはちょっとよく考えてみたいと思うんですよ。そういうことでちょっと発言させてもらいました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

何度も言いますが、私、小島委員に対しての意見は回答として答えているだけなので、それが正解ですから聞いてくださいという意味で発言したわけではございません。あくまで今、質疑なので、これはそうなんじゃないのかということで返すだけです。

前回、私はその状況を全部説明して、政治倫理審査会に投げていいですよってお諮りをしているんですよ。だから、後づけ論みたい感じで、これで議員の首を絞めちゃうというのは良くないという議論は、私、委員長的是発言からすれば、なぜこれをわざわざつくることになったのかということ、皆さんがもうちょっと自覚するべきだと思っています。あのぐらいだったらいいんじゃないのかという話が、議会だけじゃなくて市民に伝わっちゃっているというところも、もうちょっと考えていただきたいなって。

自分らだって、本当だったらこんなわざわざ首絞めるようなことはしたくないけれども、言葉を決めるのに誰も手だてがない中で、じゃ、どうやって指導すればいいんですかというところまで来ているということと、最近、他市議会においても、不祥事、結構出てきている中で、地方自治法という百条委員会とか、そういった設置ももちろんできるんですけども、そこまでやると本当にまた手間暇かかりますし、これはどちらかというと政治倫理規定に載せておくことで、自分たちの倫理観高めましょうと。

別にこれを実施するためにつけたわけじゃなくて、このぐらいまでかけて予防措置ですから、

こういうものを設けましたよというふうに置くことが、今後、我らは、皆さんもう先輩議員ですからあれかもしれないですけども、今後、入ってきた議員さんたちにも全て指導ができるんです。ルールはルールですから、変えたければ自ら発言してできるように言ってくださいって。その議論をするところが議会ですから。議会で、この中でやったらいいじゃないかって、その話だけで物事が成り立つんだったら、それこそ地方議会なんか要らないですよ。

市長の審査するためだけじゃないんですよ。議会は議会で自分たちを律しなきゃいけないという論点をまず根底に置いて、だから、私、今回、この議運の正副側から上程をさせてもらっている。皆さんの協力があることによってこれが出来上がるので、もちろん持って帰ってもらって、どういう理論を言ってきてもらってもいいですけども、どうやったら皆さんに分かっていただけるかというところも考えていただいて、議論してきていただければなどは思っております。

もう一つ、政治倫理審査会が、前、相馬副議長、言ってくれましたけれども、3本の柱と2本のはりの中の審査事項がマンネリ化してきたということもありましたし、これから政治倫理基準をつけていくのに当たって、今回こういった形をつくっていくというふうになったほうがいいんじゃないかという事例が、今年度改選した後の議会から始まった中に見受けられたので、今後、自分らではない方がどんどん委員長交代していく中で、そういった方々がしっかりと各議員に指導できる、そういったものを用意していくのも、今、現にここにいる議会運営委員会の皆さんの役目じゃないのかなというところも私は思っています。

なので、どういった議論でこれを持っていくかどうかを考えるのは各会派の皆さんでもいいです

し。ただ、人数の原理というわけではなくて、中身をしっかりともらっていただきたい。これがあることによってどんな制約を受けるのか僕は逆に知りたくて、先ほどの机はちょっと言い過ぎたかもしれませんが、飲酒運転したらもう一発ですよ、例えば。それでもこれ要らないですかという話になっちゃうと思うんですよ。じゃ、そんなの当たり前だろうみたいな理論で言えばいいんですけども、ただ、それをやる手だてがないので、今回は整備していきませんかという話になっている。極端な話なんですけれども。

なので、できればこの内容について、今は質疑ですから、もう僕が分からないような言葉は、係長とか副議長に振りますけれども、内容についての質疑をしていただいて、どの質疑を基に各会派に持って行ってもらえてもらえればと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

小島委員。

○小島委員 今言ったこと、大体分かりますけれども、やっぱり今、鈴木委員も言いましたけれども、ある程度、自由度がある必要があるだろうと。そういう面では、一度、やっぱり各会派でもってみんなで決めるのがいいだろうと思いますので、ここではこういうことであったというのがやはりいい結論かなと思います。そういう面では一度、各会派で議論して、そしてそれからその意見を受けて決定するべきだろうと思います。

以上です。

○齊藤委員長 副議長、お願いします。

○相馬副議長 まず、政治倫理条例制定するに当たって、当時、議会活性化委員会で、平成25年から検討を進めてきて平成27年に制定をしているんだと思うんですが、その2年間の間に様々な研修とか全部受けまして、いわゆる政治倫理というものはこういうものですよという学者さんが言ってい

るもの、これがさっき言った日本の3本の柱と2本のはりと言われる問責制度であったりとか、資産公開だったりとかという、そういう柱があるわけです。

ただし、那須塩原市議会は、その時点で何か問題があって制定したわけではなかったもので、その構成、条例の構成要件を満たした形でとにかく制定をしましようということで、制定するに当たって同じ議論がやっぱりあったんです。議員活動が狭まるんじゃないか。そういった自由度もなくなるんじゃないか。その部分を十分に、当時の議会活性化委員会で議論をした結果、すぐところは結構そいだんです。条例の中身としてはずっとそいできたんです。

特に、今回追加した措置という、条例は制定しましたけれども、条例を運用して、じゃ、措置はどうするのという、措置は、規定は外してあったということです。例えば資産公開制度についても、それこそ有価証券であったりとか、貯金であったりとか、全部という意見があった。でも最終的には土地建物と違って、そういうふうには、柱自体は、ちょっと全体的に詰めて細くしてきた。問責制度についてもそういうことで細くしてきたものを、やっぱり日本全国の今の政治倫理の制定の仕方を見ると、やはりこういう措置という部分まで、今回、12条に追加した。政治倫理基準も、相当薄くしてあったのを、ある程度、現代に合ったような政治倫理基準にして、そこに措置を盛り込んだと。

一般的な政治倫理条例の形になってきたのかなという認識では、政治倫理審査会では、こういった議論をした結果、今日出したものというふうになったということです。その辺も踏まえて、最初の制定の経緯からも踏まえて、この議運で議論をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほか何か皆様のほうでありますか。文言等々、ここは逆に審査会に入っていた委員長さんもいらっしゃるの、あと、大野代表と中里委員と、あと星副委員長。

大野委員。

○大野委員 じゃ、取りあえず中身を会派のほうで1回ちょっと検討させてもらって、文言とか。あくまでもこれができるということに対しての、出ている我々の説明としては、何かあったときにどうしたらいいのかというのが今までなかったの、ここに載付けたという説明で大丈夫ですか。

○齊藤委員長 はい、大丈夫だと思います。それが一番簡単な方法なんですけれども、それプラス、指導できる状態をつくり上げるということと、これをやりたくてやっているわけではなくて、こういった整備が必要であろうという議会運営委員会からの提案なんだけれどもという話で進めていただけると助かります。

○齊藤委員長 はい。

○増田事務局長 まず1点ですけれども、先ほど鈴木委員からの事例の話ありましたけれども、私、11月から12月にテレビ見ていて、大分の臼杵市議会、鼻出しマスクを、若林議員という方が注意されて、一般質問の際にもうマスクをしないで行って、議長から質問を止められた。それに対して今度、発言の禁止と、あとはマスク着用の義務ということで、今、損害賠償ということで裁判までやっている。こういうことがあるんで、こういう基準を定めたのかなという、事例といたったときにそれが思い浮かびました。

それと、もう一点が、この役職の禁止で思い出したのが、これも19年なんですけれども、小山市議会の副議長、角田良博さんという方が、セクハラで宇都宮地裁で一審判決でセクハラが確定して

いるんですけれども、副議長を辞めませんでした。議員の辞職勧告も15回受けましたけれども、この方は最後まで議員を辞めないで、最後、出馬をしないで、たしか7期やって69歳のときに次の選挙に出ないで、やっとならなくなったということなんですけれども、それを受けて19年3月に小山では、政治倫理に関する条例というのを定めたという経緯もあるようなことを、今ちょっとネットで調べていて確認しましたので、裁判でも、一審ですけれども、確定しているのに辞めない。副議長のまま居座られると、やっぱり小山市民からどういうふうに思われるのかななんていうことを思いながら、今、皆さんの話を聞いていました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、中身に関してはどうでしょうか。何か聞きたいことがありますか。やるかやらないかの議論はまた別になってくると思うので、この後に、一旦、皆さんの会派等々にお渡しをして、しっかりと内容であったり、その趣旨であったりを伝えていただいて、またこちらで、議運で協議していきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、なければ、係長、1月の議運までに意見を持ち寄るという形にすれば間に合いますよね。ということなので、ちょっと各会派さんの意見をいただいて、また制定に向けていきたいと思っております。何か対案が全然出していただいても構いませんし、言っていただくのはいいと思います。

最後に、志絆の会さんのお二人のある程度の自由度という言葉は、ちょっと僕もどうしようもない理論になるので、今現在が自由度を利かしている状態だと思っていただければよくて、それを狭

めようと思っているわけではないんだけど、ただ、ルールづくりは必要であるという概念を持っていただければ、別に何かやったからこれだというつもりはないんですけれども、一線超えたと思って、二人ももし同様、これは駄目だよねと思ったときの話も想定していただけるといいのかなという。武装みたいな感じで、やりたいがためにやっているわけじゃないので、ちょっとその辺もお互いに距離感をうまく保って考えていただければ、必要になってくるのではないかなとは思いますが、

○小島委員 私から言わせてもらえば、金子さんがこの間、机たたいたという話ありましたけれども、あれは質問するときのちょっとしたパフォーマンスなのかと、私はそういうふうに見たんですけれども、そういうちょっとしたことを突っついて、質問に対するパフォーマンスを制限するようなことがないということが私は必要だというだけの話であって、やっぱりある程度のルールはあったほうが良いと思っていますけれども、それをあまり過大解釈しないでほしいなというだけです。この中身を。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。机はたくのは駄目なんですからね。

○小島委員 あれをはたいたというふうに見るのか。

○齊藤委員長 あれはもう駄目です。どう見ても駄目です。もしあれだったら録画、御覧ください。

でも、何年も前の議長から、それこそ一緒にいるから分かると思うんですが、それを机をはたいていいということもないでしょうし、というのはもう明らかに駄目な行為です。

○相馬副議長 「歴代の議長が注意してきているんです。委員長さんもやっているし、中村さんもやっているし、吉成さんもやっているし、みんな、

歴代の議長が1回は注意をしている。

○齊藤委員長 ということになりますので、もしそれが自由度かどうかになると、わざわざまたここで、すみません、じゃ、机をはたかないルールをつくりたいと思います。極端な話ですよ。でもそういうことになるから、これをやっておきますけれども、分からなりや、俺は構わねえと言うんだったらそれでもいいですけども、ただ、議会の品位は落ちますよという話です。それをパフォーマンスで喜ぶ人もいますけれども、ただ、駄目だというものを堂々と、年配の年長議員がやるというのは、やっぱり示しがつかないのかなとは思いますが。ただ、これを適用するかどうかは別です。

ただ、今の小島委員の発言だと、あれぐらいはいいんじゃないかというのは、議運の委員長としては許せないで、そこで返しているだけなので、そこはちょっと議論する場所ではないので。ただ、議長が注意している以上は守らなきゃいけないということです。議員個人がやっている会ではないので、議会ですから、それが。

なので、本当に市民の方が、机くらいはたいていいだろうということを代表して言っているという発言になりますので、いろいろ考えて一人一人の発言をしてもらえればと、今後も思います。小島委員を推している方々が、金子委員の机をはたくはいいという解釈にもなりかねないということです。ですから、我々議会としては禁止と言っているだけなので、それを破るためにいいんだという発言を認めている時点で、ということになっちゃいますよね。

なので、そこだけを僕は話しているわけじゃないですから、それ以外にもたくさんあったんです。ここに書いてあるようなことが。言葉尻で執行部を叱責している議員もおりましたし。だから、注意する方法を考えていきたいと思いますということに

なったんで、例のこの机の件は、ただ、案としてすぐ出ちゃったんで、そこは別にゴリ押しする必要はないですけども。

何かありますか、副委員長。

○星副委員長 議会の中だけの話もそうなのかもしれないんですけども、市民から例えばそういう指摘を受けたときにも、例えばさっきの小山の話じゃないんですけども、何かやったときに、じゃ、議会ではどのようにその議員に対して措置をしているんだと言ったときに、今の段階では全く何も注意はできないような、そういった倫理審査会もありませんので、注意したところで俺は関係ないんだと言われればそれまでになっちゃったという経緯もあるので、今がどうのこうのというよりも、これから先こういうことが起きたときにきちっと対応ができるものをしっかり、良識的な委員さんたちが多く中でやっていきたいと思います。ということなので、これから先のことを見て考えていただければなということだと思います。それが必要じゃないかなと思いました。

○小島委員 持ち帰ってまた検討します。

○齊藤委員長 机だけで議論しないように。間違えちゃいますから。全体もっと大きく見て。よろしく願いいたします。

それでは、(2)のほうは、先ほど言ったとおり、また係長のほうから、各会派さんのほうにお渡しさせていただきまして、次回の1月の議運までにちょっと短いかもしれないんですけども、今度、1月11日の予定なんですけど、それまでに、年末年始はお忙しいと思うんですが、議論をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、(2)を閉じたいと思います。

一旦、1時間たったので休憩したいと思います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時18分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、次第3の議会活動に係る事務事業評価についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明、お願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 各会派に持ち帰っていただいて検討いただいた結果、PDCAサイクルシートを提出いただきましてありがとうございます。

会派提出資料というフォルダーに4会派から提出いただいたものを入れておりますが、ファイルは4つになりますので、事務局のほうで協議用シートということでまとめさせていただきました。それぞれの意見についてコピーしたものをこちらに用意してございます。

あわせて、サイクルシート集、それから令和2年度の実行計画、格納しておりますけれども、この協議用シートを中心に御協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、シートに沿って御意見の集約をしていくということでやっていきたいと思っております。各会派の皆さん、本当に議会終わった後もやっていただいてありがとうございました。うちの会派も3日間ぐらいかかっていたんで、議論がいろいろ割れたと思うんですが、まとめていきたいと思っております。

それでは、取組ナンバー1の会議等の公開ということで、こちらのまず評価のほうです。段階評価も含めて各会派からいただきたいと思っております。

じゃ、那須塩原クラブさん。

○山形委員 評価のほうで、①②③は全て実施100%公開しているということで、うちの会派はそういうふうなことです。よろしくをお願いします。

○齊藤委員長 公明さん。

○星委員 すみません、書くのを忘れました。

全て公開している。

○齊藤委員長 Bということでもいいですか。

○星委員 はい。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 那須塩原クラブと同じです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、敬清会さん、お願いします。

○大野委員 達成できていると思っていました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

事業の公開ということで、アンケート未実施というところがまだできていないということなので、3つの会派がBということなんですが、敬清会さんのほう、こちら。

○大野委員 Bで。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、段階評価Bということできたいと思います。

事業評価の検証におかれましても、大体同じようなことが書いてあるのかなって思うので、検証のほうの課題はこちらでまとめて、このように書いていく感じでよろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 アンケートのところだけなので。

改善点の今後の方向性については、各会派から御意見いただきたいと思います。

那須塩原クラブさん、お願いします。緑のところだけ聞きます。

○山形委員 アンケートについては議運で検討して、また今後、回答の情報共有を進めていこう

というふうなお話でした。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん。

○星委員 公明はアンケートを実施していくということと、公開100%の維持をお願いしていくということです。

○齊藤委員長 志絆の会さん。

○鈴木委員 特に感じたのが、コロナの影響で傍聴が制限されたということです。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 アンケートの実施と会議の100%公開の継続ということでお願いします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ということで、今後の方向性も一緒に言ってほしかったんですけども、面倒なんで次回からそうします。

改善点につきましては、アンケート実施ということでこのまま継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 志絆の会さんの、傍聴に代わる公開方法の検討というのは、何か具体的にはありますか。今100%公開は、できる限りのものはしているんですけども、大丈夫ですか。

○鈴木委員 大丈夫ですよ。

○齊藤委員長 3会派のほうの意見に合わせていきたいと思います。

今後の方向性なんですけど、市民に対する情報公開及び情報共有を実施していく必要があるということと、公明さんが発信媒体の多様化の検討、志絆の会さんがウェブ等で公開、敬清会さんがアンケートの実施と公開の維持ということで、発信媒体の多様化の検討って、大体、発信媒体の話になっているので、こちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、発信媒体の多様化の検討ということでしていきたいと思います。

ちなみに、各会派で何か検討されているものがありますか。発信媒体の多様化って。

○星委員 公明のほうで話が出たのは、今どきでいうツイッターだったりとか、T i k T o kだったりとかいうのはどうだろうという話が出たんですが、やはりそこを、じゃ、どのように発信していくかという、なかなか難しいよねということで、できる限り考えられる手段の中で、いろいろ種類を使っただけの情報発信ができるといいねという話でした。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

あくまで会議と会議録なんで、多分、T i k T o kは無理ですよ。ツイッターも何ツイートしなきゃならないのかなというぐらいの量になっちゃうので、そういうのを検討していくということでよろしいですかね。

じゃ、こちらが一番最初の取組ナンバーの1に関して、今のようにまとめていきたいと思えます。

じゃ、次、いきます。

取組ナンバー2です。

傍聴環境の整備ということで、各会派の御意見をいただきたいと思えます。

那須塩原クラブさんから、段階評価と評価をお願いします。黄色の部分です。

○山形委員 うちの会派は1から6まで全て実施ということで評価しています。

段階評価として、アウトプットは全て実施しているが、アウトカムのAは、新型コロナウイルス感染症対策として傍聴を制限したことは一つの要因だった。また、Bは未実施であるため、段階評価はBといたしました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 達成できているという評価でBになったんですけども、1から4は実施。アンケートによる評価が未実施によりアウトカムが図れていないということで、段階評価のほうはBとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 評価はBにしているんですけども、上の評価ではおおむね達成している。おおむね達成しているんですけどもBにはしています。段階評価を。その理由としては、まだブラッシュアップをこれからもしていかなきゃいけないんじゃないかという、そういう意思を含めてAにはしなかった。もう満足していないという、それだけです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 達成できていると思っています。Aにしたんですけども、すみません、Bでお願いします。

○齊藤委員長 じゃ、段階評価はBということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 傍聴者アンケートと、数が足りないというところは仕方ないので、今回はBが多かったということでというふうにいたします。

事業効果の検証については、各会派で書いていただいたとおりとっております。検証はいいとして、すみません、問題点は各会派から上げていただきたいと思えます。

那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 傍聴アンケートの内容をもう一度検証し、傍聴者の意見の反映をする検討する必要があるということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 こちらのほうは、また来たいと感じる、やっぱり傍聴者に対するアンケートを取って、その評価をしていくということ。それが未実施だったんで、そこが問題になると思いました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 Cの割合の増加があまりないと。そこです。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 議場コンサートなんですけれども、やりたい方がいたら募集してみてもは。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、この中でいくと、傍聴者意見の反映をしていくということで、アンケートを実施するというのが大分なので、こちらを上げていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、傍聴アンケートの内容を検討して実施するという形で変えさせていただきたいと思います。あとは、この傍聴者を増やすための議場コンサート等の開催は、今後検討していくということで御意見いただきました。

じゃ、続きまして、改善点と今後の方向性について、那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 改善点が、インターネット傍聴についてもさらなる改善に努めていただくということと、今後の方向性として、市民が傍聴しやすい環境についてさらなる整備、それを進めていきたいというふうな話が出ました。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 ここに関しては、やはりアンケートを实

施していくということで、また傍聴に行きたいと感じる市民の割合の増加を図っていくということです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 市民の声をよく聞いて、議会からも市民が近づいてくる。そういったことで議場コンサートをやっていけばいいかなという考え方です。

○齊藤委員長 今後はSNS等ということによろしいですか。

○鈴木委員 結構です。

○齊藤委員長 分かりました。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 傍聴の受付がコロナ禍でも実施されているんですけども、今、非常にいいことだと思うんですが、コロナ禍において、しろとは言わないですけども、例えば有事の際に、万が一何だというときに連絡が取れないかという場合も考えられるのではないかということもあるんで、ちょっと頭の隅に置いておいてもらえればと思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうすると、各党派、これも大体インターネットとか環境を整えるということと、また行きたい傍聴環境をしましょうということになっていますので、その辺を取りまとめた感じでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 敬清会さんの意見は、今すぐに酌み取って、ここに書くわけではなく、もうこの次の3月も含めて検討していきたいと思うので、ありがとうございます。

じゃ、この取組ナンバー2については何かほかにありますか。

御意見なければ、次、いきます。

次、取組ナンバー3です。

議会報告会の開催の8条関係です。

こちらについての実績値に対しての段階評価等の意見をお願いいたします。

まず、那須塩原クラブさん、お願いします。

○山形委員 評価は、1から4全て目標値が達成したということで、段階評価はアウトプット及びアウトカムもおおむね達成しているため、段階評価はAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 これは、全てこちらの評価のほうは達成しているということで、あと段階評価はAで評価させていただきました。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 ちょっと訂正みたいな話ですけども、先ほどの話はもう既に3の中でしゃべってしまったので、2じゃなくて3についてちょっと答弁した。

ちょっと終わったことはそれとして、志絆の会としてはBで、おおむね達成しているというところで。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 おおむね達成できていてAでお願いします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうすると、志絆の会さんだけBなんですけど、おおむねの段階で75%以上あればAに評価ができるんです。100%じゃないとAじゃないというわけじゃないんですが、多分、会派としては取組の内容としてはおおむね良好であるということでAがついているんですけども、どうでしょうか。

○鈴木委員 全然、問題はないというか、そういう考えで結構です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、段階評価はAということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、Aのほうで進めさせていただきます。

事業効果の検証はこのままとして、課題・問題点をまた各会派からお願いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 今回全て達成されているということで、インターネット環境が整っている方しか参加できないというのがちょっと少し難点だなということが出ました。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん。

○星委員 効果の検証というところでは、コロナ禍において動画配信やオンライン情報公開で。

○齊藤委員長 そこはないんです。そこは飛ばして、課題・問題点。検証は各会派の検証で、こういう結果の下でこうなったというだけの話なので、課題・問題点を抽出したほうがいいかなと思って飛ばしております。

○星委員 すみません。Cの割合の増加がちょっと図れていなかったのが問題点ではないかということです。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 やはりCの増加ということだと思います。対象者数を広くしていくということについては。問題点は。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 コロナ禍の中でウェブとかいろいろやったんですけども、那須塩原クラブさんが言ったように、インターネット環境が整っていないという方が結構いらっしゃると思うんで、その辺が課題かと思うんです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

問題点の増加なんですけれども、参加者アンケートは、参加者がいなければ確かに増えないんですけれども、どちらかという、敬清会さんと那須塩原クラブさんのおり、インターネット環境が整っていない方への参加をどう考えるかということがまず一番なのかな。あくまでコロナ禍の話なんですけれども、それ以外、コロナでなければ対面での話になっていくと思いますので、その辺のことを課題・問題点としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 あくまで令和2年度のコロナ禍での評価になるので、申し訳ございません。

続きまして、改善点と今後の方向性、併せて御意見いただきたいと思います。

那須塩原さん、お願いします。

○山形委員 先ほども言いましたが、インターネットの環境、そういったものが整っていないということで、インターネットと現地開催でハイブリッド方式の開催で、そういったものを検討して改善に努めているということで、今後の方向性としては、先ほども言いました現地開催及びインターネットで、市民が参加しやすい環境整備を努めていくということが出ていました。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 こちらもCの参加割合を図っていけるようなことを、これから考えていかなきゃいけないのではないかという部分と、あとはこれまでの取組を継続するとともに、さらなる政策提言に取り組んでいくということです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 参加者数、市民とお互いやり取りする中の数を増やしていきたいという意見なので、議会から近づいていく。確かにコロナ禍だったんで

す。でも、出前講座などはいいんじゃないかなというのは、ちょっと…。SNS等というのは、また…。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 今も具体的にテーマ絞ってやっていらっしゃると思います。それを続けてやって、あとは開催方法の多様化を検討するというごことをお願いいたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

どの会派さんも、結局、市民の参加がしやすい環境を整えていこうというお話なので、ちょっと抽象的になってしまうんですが、そういった方向性と改善点でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 もちろんコロナが明ければ、出前講座というか、現地に訪れての意見交換、また復活すると思いますので、現段階でできることを全て取り組んでいくということで理解させていただきます。

それでは、取組ナンバー3を閉じさせていただきます。

続きまして、取組ナンバー4です。

政務活動費の活用と使途の説明についてです。

こちらについての評価に対して、評価と段階評価をお願いします。

那須塩原さん、お願いします。

○山形委員 1から4まで全て目標値は達成しています。そういうことで段階評価はAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 すみません。これ、全部Aでした。

Aのやつは、副議長、いいんですね。すみませんでした。今、思い出しました。それでも改善点はやるんですね。

〔「改善点はやります」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、改善点と今後の方向性、すみません、段階評価が全てAなので飛ばします。なので緑のところをお願いします。改善点と今後の方向性をお願いします。

○山形委員 改善点としては、政務活動費を有効に活用していくことを市民にもっと分かりやすく説明する必要があるということで、1から4は達成しているもので、項目から今度削除すべきじゃないかなということです。

今後の方向性として、その政務活動費を有効に活用していく説明、理解していただけるようにそういうふうなものに努めていくということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 これまでの取組で、例えば政務活動で研究したものが政策実現したものの見える化を図っていくということもいいのではないかという話が出ました。そこからさらなる政策提言につなげていけるようなもので、こういったこと、研究したことで政務活動費のほうを使っているんだというのが分かるような形で周知ができるようにすればいいんじゃないかということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さんは特になしです。

敬清会さん、ありますか。お願いします。

○大野委員 行政視察と一般質問や政策提言とのつながりが図られているかというのはやっぱり調査する必要があるんじゃないかと。

今後の方向性としては、勉強会等の実施ということでお願いします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

継続性をうたいながら今後の方向性とかいろいろ御意見いただいたんですけども、那須塩さん

が書いてあるとおおり、もうこの項目は出来上がってから何回目でしょうか。3年、4年目ですか。3回目でしたよね。3回目で全てずっとAの評価なんです。なのでこの評価自体の項目から外してもいいんじゃないかという意見が那須塩さんなんです。

これをやらないと、我々、また毎回やるようになるので、意見として皆さんが同意いただければ、先ほどの公明さんの意見はもちろん、ほかの項でも政策提言に代えていくものは出てきますので、その評価としてはこの項目を削除してもいいんじゃないかという御意見がありますけれども、皆さんどうでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 何かまた問題あれば、またそれは取組で上げられると思いますので、じゃ、今回はこの項目を省くということでさせていただきますと思います。

そのほか改善でいただいている点は、使用できるものはそのまま、また次回のほうのこちらのテーマについて活用させていただきたいと思います。ありがとうございました。

じゃ、次、いきます。

取組ナンバー5です。

広聴広報機能の充実ということで、こちらの実績値に対しての評価をお願いしたいと思ったけれどもAでした。

じゃ、すみません、改善と今後の方向性をお願いしたいと思います。緑です。

○山形委員 ウェブでの情報発信の強化を図るということです。

そして、今後の方向性としては、議会独自の情報発信ツールの検討です。独自ということです。具体的には、議会独自のホームページを作成するのがいいんじゃないかというふうなことです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 議会に関心がある市民の割合の増加と、議会のひとときを読む市民の割合の増加を図るということで、電子媒体を活用した広聴広報活動の検討も必要なんじゃないかということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 私はずっと通年も見えてきた中で、かなりできていると。もう現状、かなりのところもできていると思うので、唯一いえば、市民が見ている人が少なかったり、ツールを持っていなかったりする場合もあるんだけど、その中で、その人たちがまだ何が、本当に情報欲しいのかというのはよく検討することのブラッシュアップをしていけばいいという意味でこういう言葉にしたんです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、敬清会さん、お願いします。

○大野委員 改善点で、ABが80%目標にして、Cは8,000件を目標という、Dは27,000件という、すみません、数字入れてしまいました。

方向性としては、議会独自の情報発信とツールの検討ということで。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

どちらにしても電子媒体を使つての広聴広報活動ということと、市民の知りたい情報等々も、結局は聞いてから発信するということにつながっていきますので、改善等につきましては、敬清会さんとか那須塩さんが同じなんですけれども、議会独自の情報発信ツールを検討していくべきではないかという言葉がありますので、こちらを採用し

ていくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 では、議会独自の情報発信の検討をまた考えていく。引き続きですよ。

じゃ、続きまして、取組ナンバー6に移ります。請願・陳情に関わる意見聴取の実施ということです。

こちらに関しては割れていますので、那須塩原さんからお願いします。

○山形委員 評価としては一部達成している部分。段階評価はCというふうな評価をさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 こちらのほうも、ちょっと一部達成はしていますけれども、まだまだこれから、Cです。

○齊藤委員長 続きまして、志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 必要性がなかったという点もあって未達的な実情がありますけれども、でも内容的にはいいんじゃないかと思うんでBということで。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 私もおおむね達成しているんじゃないかというふうに評価したんですけれども、それでBということでやったんですが、御検討のほうお願いします。

○齊藤委員長 ここは意見を調整しなければなりませんので。

5割以上の一部目標達成だと段階評価ではCである。AとBは7割以上で計画の達成でした。Aは計画の目的達成ということなんですけど、どちらかというとな数値的な目標に関しては達成をされており、アウトカム指標の関しての評価をすると、ここに下がってきてしまうという形になっていま

す。

なので、どちらかに合わせていきたいと思うんですけども、厳しくするか、厳しくしないかにするかなんですけども、どちらがよろしいでしょうか。かなり微妙なところではあるんですけども。

ちなみに、これは令和2年度の話なので、議会だよりの掲載等々は指摘を受けて、多分、中里委員長になってからはもう載せていたと思います。その前からも言われてすぐ出しているというところで、そういった対応はしているんですけども、実績値1回ということで3回に届かなかったというところがあったということですよ。

なので、数字はやっているけれども低いということなので、どうでしょうか。

○大野委員 今回、Cに下げて、次はBかAになってくるんでしょうから、Cで。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、どうでしょうか。

○鈴木委員 異論ありません。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、Cに格下げということで、段階評価はCということ。

すみません、これはだよりのほうもいろいろあって、当時、私のほうで載せていなかったというのがあって。成果指標の在り方についても、今年度やっているんですけども、その前のときまではどうするんだという話も出てはいたので、ちょっと掲載漏れが多かったという。反省しております。

じゃ、段階評価は全てCということで併せていきたいと思います。

課題・問題点、よろしくをお願いします。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 意見聴取の機会を設ける必要があると

いうふうな話が出ました。

以上です。

○齊藤委員長 意見聴取の機会を設ける必要というのは②のほうですね。はい、分かりました。

公明さん、お願いします。

○星委員 さらに市民が請願・陳情制度を利用しやすい環境を整えていくという部分では、議会だよりに出ているんですけども、議会ホームページのトップやフェイスブックのトップに固定するなどして、提出の仕方、それを市民の目に触れやすいような案内にするという改善点も必要ではないかと。

○齊藤委員長 課題・問題というやつなんで赤いほう。

○星委員 すみません、失礼しました。ずれていました。

参考人招致のガイドラインを検討するというところで、これはそのまま引き続き令和2年の反省点で書かせていただきました。

請願・陳情に関わるガイドラインを作成したことによって取扱いが精査され、より深い審議ができるようになったのは効果としてあったのではないかと思います。

あと、引き続き参考人招致ガイドラインは作成するようにしていく必要があるだろうということで、以上です。

○齊藤委員長 今、現段階で、この間、皆さんに投げるか投げないかで進んでいる途中なので、令和3年度用に。

○星委員 3年度用にとのことです。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

すみません。赤いところなんです。課題・問題点なんです。意見が割れたときには課題・問題点をやってから改善点に移りますので、赤の下の方。

○鈴木委員 意見聴取するか否かの判断基準がないということが問題点。

○齊藤委員長 ありがとうございます。
敬清会さん、お願いします。

○大野委員 ガイドラインが必要なところでは。

○齊藤委員長 ありがとうございます。
それによって、今度、皆さん、しゃべりたい緑のほうをお願いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 議会だよりも、陳情、請願の説明を掲示したり、請願・陳情の制度の市民への周知を検討する必要があるということです。

今後の方向性としては、請願者、陳情者の説明の場を設け、市民が陳情制度を利用しやすい環境を整えていくというふうな話です。

以上です。

○齊藤委員長 続きまして、公明さん、お願いします。

○星委員 さらに、市民が、請願・陳情制度を利用しやすい環境を整えていくのと、議会ホームページのトップやフェイスブックのトップに固定するなど市民の触れやすいような案内にしていこうということが必要ではないかというところで、改善点として挙げました。

あと、陳情よりも請願提出を増やすように、今後は取り組む必要もあるのではないかとということで、今後の方向性として出させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 請願・陳情は当然もっといろいろ出てくるほうがいいと思うんですけども、それを整理するためにガイドラインをつくらう。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 ガイドラインの策定の件と、市民に対

して分かりやすく説明と。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

どちらかというと、請願・陳情の説明をしっかりと利用しやすい環境をつくっていくということと、それに付随するガイドラインの策定をするということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、それでまとめていきたいと思

います。

次、いきます。

参考人公聴会の実施ということになります。

こちらに対しての指標について、各会派から段階評価、評価、伺いたいと思います。

那須塩原さん、お願いします。

○山形委員 評価としては、1と2は全て達成しており、段階評価としてはAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明さん、お願いします。

○星委員 おおむね達成はしているという評価で、評価としてはBとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 おおむね達成しているという評価で、段階評価はBということです。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 一部達成しているということでCという評価になりました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうすると、事業の検証のところに、那須塩さんはアンケート未実施、公聴会未実施であるという志絆の会さんと、ABのアンケートを行うというところに関しては、敬清会さんが挙げています。

段階評価をそろえなければいけませんので、どうしましょう。今、Bが2会派多いんですけれども、那須塩さんと敬清会さんのお話を聞きたいと思います。どうでしょうか。

○山形委員 じゃ、Bで。

○齊藤委員長 自分たちの意見を出してもらっているんですけれども、ただ、ここに書いてもらったときに、参考人ガイドラインの作成検討は今実施していますよと、参考人制度の公聴会制度の活用は、3委員会で1回なのが1委員会が1回だったということになっているので、これが減っているかどうかという判断だと思うんです。ただ、アンケートが未実施というところを鑑みると、BかCになるのかなと思ったんで。

○山形委員 そうなっていないということで、Bで。

○齊藤委員長 Bでいいですか。

○山形委員 はい。

○齊藤委員長 敬清会さんのほうの判断が一番厳しくていいかなとは思っているんですけれども。

○大野委員 ただ、参考人制度とか公聴会制度というのは、必要に応じて出てくるものなんで、Bで。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的にやれやれってできるものじゃないんですよ。なので、実情に合わせて、ちゃんと要る場合は利用してやっていきましょうということなので、段階評価Bということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、次、赤の課題点、問題点を伺いたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 参考人及び公聴会制度の周知、そういうふうな話でございます。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 Aの割合の評価は数値化は可能なんです

けれども、Bの割合を数値化するのは困難なのかなということがちょっと問題点かな。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 検証のところは未実施で、問題点はというと、やるときにはやはり判断基準を設けていないところが問題点かなと。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 アンケートにどういうふうに盛り込んでいくというのがちょっとよく分からなかったんで、そこら辺が課題かなと。

○齊藤委員長 ありがとうございます。自分もそう思います。

じゃ、この辺の課題点を持ちつつ、今現在、この間、多分のこの参考人と公聴会のやつは出したんだよね。皆さんに渡していると思うんで、これはあくまで、何度も言いますが、令和3年度、今年用にメッセージを送っているようなつくりになっていますので、すみません、御理解いただければと思います。

それでは、改善点と今後の方向性、お願いします。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 せっかくガイドラインつくってあるんで、その運用をするということで、今後の方向性は、そのガイドラインの市民への、制度、それを周知していくということです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 引き続き参考人公聴会のガイドラインの作成に取り組むということと、あと、この制度ができたときには、しっかりと活用していくということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 判断基準とガイドラインで、ガイドラインをこれからもつくっていくと。方向性というのは、ガイドラインをつくる上で、周りの議会の調査をしていこうという、その段階だろうということです。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 ガイドラインの作成で、方向性として、参考人公聴会制度を必要に応じて活用すると。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、改善点ということで、ガイドラインの作成で、今後の方向性としては、それを活用していくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、次、いきます。

8番です。

議員間討議の推進です。

こちらに対しての段階評価及び評価をお聞きしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 評価として見れば、アウトプット、①は約3割達成されているということで、2は未実施で、アウトカムは、Aは実施済みで、段階評価としてはおおむね達成しているのでBという評価でまとめられました。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

○山形委員 すみません、Bです。

○齊藤委員長 続きまして、公明さん、お願いします。

○星委員 これはおおむね達成しているということでBで評価させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 結論から言うとおおむね達成している

と。段階評価としては、アンケートの未実施というのはあるんですけども、十分やっているというふうにも考えたのでAにします。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 おおむね達成しているということでBで記入しました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

また、BとAで割れてしまいましたので、志絆の会さんの。

○鈴木委員 Bで結構です。

○齊藤委員長 それでは、Bということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、赤いところの課題・問題点をお聞きしたいと思います。

那須塩原さん、お願いします。

○山形委員 委員会で積極的に議員間討議を取り入れていないというのと、また、各委員が議員間討議のシステムを理解していないというのが出ました。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 議員間討議の回数は増えてはいると思うんですけども、成果をアンケートを回っていく、アンケートは未実施なんですけれども、を回っていくというのは困難ではないかというふうに。以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 私は、先ほどAという評価したんですけども、自分も関わっている委員会とかではそこそこやっているというふうに判断しているので。その中に出てきた修正案なども出ていたようなので、行っていると。ただ、この討論の中でちょっと難しいなと思ったのが、修正案が出た場合、それが本当にいいのかどうかという判断が、なかなか専門知識もない中で難し

い、短期間でやるのは難しいのかなというのは感じています。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 必要に応じて行うということで。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、改善点と今後の方向性、お願いしたいと思います。

那須塩さん。

○山形委員 委員会で積極的に議員間討議を取り入れるということで。また、先ほども言いましたが、議員間討議のシステムを理解してもらおうということが大事。

今後の方向性として見れば、議員間討議における問題点の洗い出しを徹底させて、議員間討議の理解と議員のスキルアップを図るというようなことを検討すべきだというふうな話でございます。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 議員間討議を積極的に行えるように、委員会前にしっかりと審査に臨む準備をしていく必要があるのではないかとということが改善点だと思います。

あと、議員の意識づけはできるようになってきたので、さらに討議のスキルアップを目指していくのが今後の方向性として挙がりました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 今の状態は決して悪くない。問題点は先ほど述べたとおり、意識とスキルアップだと思うんですけども、そういったことを考えながら継続していくのがいいと思います。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 議員間討議の必要性を周知するという
ことで、今後の方向性としては、スキルアップと

いうことです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今後の方向性は、全て議員のスキルアップとなっていますので、そちらを取り入れていきたいと思
います。議員間討議につきましても、引き続き実施するということなのですが、システムを理解してもら
う等々も含めて、皆さんの意見を反映していきたいと思
いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、そちらでやらせていただ
きたいと思
います。

じゃ、続きまして、取組ナンバー9にいきます。
一問一答方式による質問・質疑、9条1号関係
です。こちらの段階評価と評価をお聞きしたいと思
います。ごめんなさい、オールAでしたね。一
問一答でやっているということ。

じゃ、改善点と今後の方向性をお願いいた
します。緑です。

○山形委員 質問と質疑の違いを明確にする
ということと、何か測定可能な成果指標を作成する
ということが改善点で、今後の方向性としては、何
度も言いますが、各議員のスキルアップを図る、今
後も引き続き進めるということ。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 測定可能な成果指標の検討をしてい
くということと、各議員のスキルアップを図る
ということ。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 特にはないと。スキルアップとい
うことは当然だと思
っているということ、それを含
めて継続して実施してもら
う。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 質問と質疑の違いを明確にしていくということで、あとは議員のスキルアップを図る。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

こちらもうやり切っていることなので、本来であれば、できれば項目から削除してもいいんじゃないかと思うんですけれども。

〔「いいんじゃないでしょうか」と言う人あり〕

○齊藤委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 引き続き、先ほど敬清会さん書いてくれたとおり、質問と質疑の違いは今後また研修等、あるいは皆さんの優しいお言葉で各議員に、それは質問じゃないのかという形でやっていけば、おのずとスキルは上がっていくと思いますので、じゃ、これも項目から外す方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 一旦、お預けする。消すわけじゃないですから、お預けするという形で。

じゃ、次、いきます。

これで、1回最後にしたいと思います。

文章質問制度の整備ということで、こちらの段階評価と評価をお願いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

10番です。

○山形委員 評価としては、アウトプット①は実施、2は未実施ということで、アウトカムはAで未実施である。そして、段階評価は一部達成しているんですが、Cというふうな評価です。

以上です。

○齊藤委員長 続きまして、公明さん、お願いします。

○星委員 一部達成があるので、ただ、実施と未実

施とあるので、評価としてはCとさせていただきます。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 実績はなかったんですが、100%のAは与えられないのでBにしたいと思います。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 実績なしと書いたんですが、必要に応じて出すものだから、そういう意味合いです。Cです。

○齊藤委員長 こちら、段階評価をまたそろえなきゃいけないんですが、志絆の会さんがBとなっているんですが、各会派は、もともと出せるものでもなかなかないので、実施か未実施で行くと、していないからCという判断なんですけれども、どうでしょうか。

○鈴木委員 Bだと思いますけれども、Cで結構です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、段階評価はCということでそろえさせていただきます。

課題・問題点がこちらに出ているんですが、那須塩さんからお願いします。

○山形委員 文章質問のルールの制約度が高く、なかなか実施しにくいということと、成果指標の変更は必要であるというふうな問題点です。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 成果指標の変更点としてはどうかということです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さんは特になしです。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 ちょっととんちんかんな答えになっちゃったんですけれども、すみません。必要に応じて行おう。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、改善点と今後の方向性についてお願いいたします。

○山形委員 上にも書いたんですが、目標値にするのは困難であるため、取組実行計画から省くというところで、今後の方向性としては省くというふうなことでやってきました。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 うちも一緒に、文書質問制度は担保しつつ、通年議会も導入されたので、取組実行計画から省くということです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、なしです。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 文書質問というのは、必要に応じて行われるということなんで、そういうことで済みません。

○齊藤委員長 となると、先ほど言ったとおり、これは、通年議会に伴い、そんなに出す機会がないであろうという中でも、しっかりと制度をつくり上げてきてありますので、ただ、成果指標で図る方法がないという中での評価を続けるのはちょっと大変なのではないかと思っておりますので、那須塩さんと公明さんが書いてあるとおり、取組実行計画というか、その部分から外していってもよいかと私も判断したんですが、どうですか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 引き続き、制度自体は出来上がっておりますので、出たときには出たときの評価をすればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議の途中なんですけど、昼食のため休憩いたします。

午後は1時5分からやりたいと思ひます。よろ

しくお願ひします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時05分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

取組実行ナンバー11からです。

全体福祉向上の活動原則ということで、こちらの段階評価も含めて御意見いただきたいと思ひます。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 アウトプットの①は未実施、条例改正は実施、アウトカムAは未実施ということで、段階評価はDとさせていただきます。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 アウトカムAのアンケートの実施ということで、評価はCといたしました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 私のところは、アンケート実施とか条例改正の実施とかというところに捉われないで、とにかく議員全員が全体の福祉の活動原則にのってやっていくかどうかと、そういう志を持ってやっているかというところでAにしました。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 条例改正実施ということで、一応、一部目標達成ということで、Cで。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうすると、Cが2つで、DとAということなんです。じゃ、ちょっとどうやって合わせましょうか。アンケートが未実施というところと、あと条例改正はそんなわけで一部修正したんですよね。一部修正して、それは実施しているということだ

けがポイントになり、あとはアウトカムも実施ができていないということと、あとこの全議員にアンケートというものもまだ実施していないということになっています。

ですので、ここでいくと志絆の会には申し訳ないですけども、CかDかだとは思っているんですが、Cが2つの会派が多いということなんで、那須塩さんはどうでしょうか。

○山形委員 じゃ、条例改正を1個したということで一部達成している。Cで。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

○山形委員 はい、大丈夫です。

○鈴木委員 うちはそのデータに基づけばCということに異議はありません。

○齊藤委員長 分かりました。

じゃ、皆さん、Cということで、段階評価はCにいたします。

じゃ、続きまして、赤いところです。

課題と問題点を、那須塩原さんからお願いします。

○山形委員 条文の内容の目標値が図りづらいというものです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん。

○星委員 目標値を図りにくいということです。

○齊藤委員長 志絆の会さん、なしです。

敬清会さん。

○大野委員 目標値に図りづらいというものもあるんですけども、どうやってアンケートを実施したらいいかという葛藤があります。

以上です。

○齊藤委員長 おっしゃるとおりです。

ということで、目標値が図りづらいというところと、誰がそれを策定するんだというところが難

しいんだということです。

あと、議員のほうのアンケートに関しては、聞き方によるものだと思うので、それが問題点となります。

じゃ、それを受けて改善点と今後の方向性をお願いしたいと思います。

那須塩さん。

○山形委員 図りづらいということで、取組実行計画から省くというんですか、実行計画は省いちゃまずいということを知ったんで、この項目、取組、それを今後は、実行計画ではなく、取組を何か違う形で省いていただきたいということです。

○齊藤委員長 事務事業評価から省くという表現で。評価からこの内容を省いたらいいんじゃないのかという意見ですね。

○山形委員 はい。

○齊藤委員長 公明クラブさん、お願いします。

○星委員 改善点としては、主権者教育のさらなる充実と、幅広い世代に議会に関心を持っていただくための活動をしていくということで、あと、今後の方向性としては、市民の関心を高めるために、多くの市民は投票してもらえるよう、議員は市民の福祉向上に努めるということです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 チェックのところに特になしと書いてあるわけですから、改善点というのは特にないんですけども、今後の方向性に継続するというのは、誰かがおっしゃっているとおり、事務事業評価から外して、その代わり、この考え方というのは継続すべきだと。そういう趣旨かなと思って。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 私も、省いてもいいんじゃないかなというふうに思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

改善点に関して、これの取組自体は、一部の市民と団体にとどまらないことを感じる議員の増加なので、議員がそう思っていれば大丈夫というのが一つと、あとはなかなか指標が図りづらい、福祉向上のために活動している市民の増加ということで、アンケートをモニターに諮っていないというふうに捉えていただければいいと思いますので、基本的には、ただ図り方も、誰がどういう指標でという感じでないと反映しづらいのかなと思いますので、今、3つの会派から、こういう項目はもちろん議会基本条例には載っていますので、検証していくのに当たっての事務事業評価としては、項目、削除をしたらどうかという意見があったんですけども、どうでしょうか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか、消しちゃって。

言ったとおり、消したからってやらないというわけではなくて、活動の概念は入っているということなので、そしたら次年度というか、この令和3年度は、こちらの項目は事務事業評価の中には入れないということでもよろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、それで進めさせていただきませう。

続きまして、取組ナンバー12です。

政治倫理の保持ということで、こちらに関してもそれぞれの評価、段階評価を聞きたいと思ったら、全てAでした。

課題・問題点を、全部そろっているんですが、アンケートの検討がということで那須塩さんと公明さんが言っておりますので、その辺を受けての改善点を那須塩原さんからお願いします。緑です。改善と方向性をお願いします。

○山形委員 倫理基準の見直し、または追加という

ことで、今後の方向性は、新たな取組内容を策定する。横文字書いてあるんですけども、すみません。ミスです。すみません。

○齊藤委員長 じゃ、公明さん、お願いします。

○星委員 成果指標を図る方法の検討をしなければいけないということが改善点かなということと、あと、新たな成果指標を策定してはどうかという部分が今後の方向性です。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 改善点はなしということで、この条文の趣旨はきちんと踏まえて活動すればいいと。そういうことで継続です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 方向性ということで、倫理を維持し公正を疑われないようにするというところで。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ここ自体は、政治倫理基準の遵守ということで、今現在、違反はゼロということなんですが、今後、午前中やった議論の中で、ああいったものが入ってくると、基準の遵守を図るときの評価ができなくなってしまうので、Aだからといってちょっと項目を外さないほうがいいのかなんて自分は思っているんですけども、引き続き、皆さんの御意見をいただきながら、成果指標をどうやって図るかというところを念頭に置きながら、継続していくという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、こちらの項目はまだなくさずに残しておきます。

次、いきます。

取組ナンバー13です。

議員間討議の実施ということで、再掲になっています。

こちらについても、段階評価と評価をお願いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 ①に関しては33%、2から4にしては達成して、5と6に対して未実施ということで、段階評価は一部達成しているのでCというふうな評価です。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 おおむね達成して、未実施のところはあるんですけども、達成しているところと実施しているところがあるので、Cと評価させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 おおむね良好であるということで、段階評価はBです。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 おおむね達成していると思っています。Bです。

○齊藤委員長 また半分に分かれてしまいました。どちらかに合わせていくのですが、おおむね良好、おおむね達成というところが、この評価でいうBですから、75%いつているのかっていったときに、事業効果の検証のところ、那須塩さんが、1番が33%なんで未達成で、2番は達成、3番は達成、4番は達成、5番が未実施、6番も未実施という形になっています。未達成3つの、達成3つで半分だからCってことなんですよね、那須塩の場合は。ということなんで、皆さんの意見を合わせるの当たって、どちらを取っていくかという形になるんですけども。

代表。

○大野委員 私の書き間違いで、すみません、Cでした。

○齊藤委員長 そっちの紙ではC。

○鈴木委員 はい。こっちの紙ではCでした。

○齊藤委員長 分かりました。

敬清会さんは、じゃ、Cということで、段階評価はCのほうにさせていただきます。

課題・問題点です。赤いところです。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 目標値を設定するのは困難、解決に修正導入実施のルールの特明確化の検討が必要というふうな問題点です。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん。

○星委員 全く一緒です。

○齊藤委員長 分かりました。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 取組が主に行われていると。あとは、問題点、課題とすれば、政策決定監視評価能力の向上を図っていくということです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 目標値を設定するのは困難であると。以上です。

○齊藤委員長 そういった課題・問題点を受けて、改善点と今後の方向性を那須塩さん、お願いします。

○山形委員 議員のスキルアップが必要、また、附帯決議、修正動議の実施ルールの明確化を検討する。市民に諮る情報の提供を行えるようにしていくということで、今後の方向性は、スキルアップを図り、議会モニター制度の活用による市民意見の把握、取組は今後も継続するというふうな方向性です。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 改善点としては、議員のスキルアップが必要、附帯決議、修正動議の実施部分の明確化が検討が必要であることと、一般質問の進捗管理等のルールも決めていく必要があるということです。

あと今後の方向性としては、取組の今後の継続をしていて、委員のスキルアップを図る。議会モニター制度の活用による市民意見の把握です。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 政策決定監視評価の能力を向上させるということが改善点で、方向性としては、現在の取組を継続していくというところです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 議員のスキルアップと。今後の方向性としては、やっぱり議員のスキルアップ、あとは議会モニター制度の活用による市民意見の把握も継続していくと。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的には、議員のスキルアップというものと、あと実施に向けたルールづくりを明確化にしていくということと、それを議員がしっかりと理解し、市民への意見を反映させていくという内容になっていますので、こちらの方向性を考えていくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、こちらは皆さんの書いたとおりを参考にして、また次年度の取組に結びつけていきたいと思います。次年度以降です。

じゃ、続きまして、取組ナンバー14です。

議案審議、政策立案・提言（議会のほう）、3条の3号関係です。

こちらの評価に対して、段階評価、評価をお伺いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 ①については実施、②については食育の条例で一度あったということで、3についても実施されているということで、段階評価はAとさせていただきます。

○齊藤委員長 公明さん。

○星委員 達成しているので、Aと評価させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん。

○鈴木委員 おおむね達成をしていると判断していますが、もう少し期待をかけて、向上心を持つという意味でBにしていたわけです。おおむねAなんですけれども、Bにしました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 達成しているということで、Aをお願いします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうすると、今、鈴木委員のほうからあったとおりのおおむねAという言葉をいただいているので、Aにしてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、段階評価はAということで統一させていただきます。

どちらかというと、アンケートの未実施以外は実施しているということと、今後どうするかというところを受けて、課題、問題はアンケートのことが書いてありますが、改善点と今後の方向性お伺いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 質問の質疑の際、違いの周知が必要、アウトプット項目の見直しが必要、内部研修と外部研修の充実を図るということです。

今後の方向性は、周知を図り、議員のスキルアップを図り、政策形成サイクルの継続的な実施、取組は今後も継続するということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 さらなる質疑と質問をする際の違いの周知が必要であるということと、あと、今後の方向性としては、内部研修と外部研修の充実を図り、議員のスキルアップを目指すです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 最終目標は、テーマをつくって提言をしていくことだと思うので、そのためにどういったテーマを設定していくのかということが改善点かなというふうに考えております。最終目標としてちょっと合っているのかも分からないですけども、そういったことを実施するというふうに思っております。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 内部、外部研修の充実ということで、議員のスキルアップを図っていくと。

以上です。

○齊藤委員長 もう何回目のスキルアップでしょうか。とにかく、議員のまだ知識が足りないと、各会派からいただいている内容ですので、内部研修と外部研修の充実を図りながら、こちらのメインは政策形成サイクルで導入して、政策の提言を稼ぐということと、議案質疑が質問となっていて、各審議、審査のときに質問になっていないかとか、

そういったものもしっかりと理解して行っていくためには、こういった研修がさらに必要なんじゃないかということが書いてありますので、こちらの意見を酌み入れて、また次年度以降に生かしていくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、次、いきます。

取組ナンバー15です。

こちらにも調査・研究・政策立案・提言、今度は委員会のほうです。5条1項関係です。

こちらに対して評価と段階評価をお伺いしたいと思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 ①から③までおおむね達成しているということで、段階評価はAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 同じく提言が達成しましたので、Aとして評価しました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 評価としては、提言が行われたと。段階評価としてはAに近いんですが、あえて向上心を持ってBと。総合評価として。Bと書いてあるからBなんですけれども、もうほぼAなんです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 おおむね達成しているんでAです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、志絆の会さん、先ほど自ら言っていたとおり、ほぼAに近いということなので、Aでもよろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○齊藤委員長 それでは、数的にも全然問題なく、各委員会で1項目という条件は満たしておりますので、おおむね達成しているということでAということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、段階評価はAといたします。

課題のほうをお願いいたします。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 アンケートは今後も実施予定ということと、内容をどう施策に反映するか。政策提言の評価が困難であるということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 政策として反映されたものをチェックしていくということと、あと、アンケートを実施するです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 課題・問題点ですけれども、執行部が政策に対して提言の検証が必要ではないかということ。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 アンケートの実施と、また内容をどう施策に反映させるかということ。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ほぼほぼ皆さん、同じことを言っているということで、共通の理解が図られていると思います。

それを受けて、改善点と今後の方向性をお願いします。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 内部研修、外部研修の充実を図り、政策をさらに積極的に政策形成サイクルに乗せると

いうことと、今後の方向性は、今後も継続して成果指標を再検討し、継続的に政策形成サイクルのさらなる活用と、委員会の課題抽出方法も模索するという事です。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 提言や要望を提出した内容が反映されているのかが見える化を図っていくということです。

あと、今後の方向性としては、引き続き取組を継続していく。これまでの活動のブラッシュアップと政策への反映の充実を図るということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 改善点としては、提言の実施状況を検証する。

今後の方向性としては、提言の実施状況の検証とともに、市民の評価を確認すると。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 内部、外部研修の充実を図ると。今後も継続していくと。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

こちら委員会となりますので、政策形成サイクルは個人的な議員の集合体、あるいは会派で、その次に委員会は横のラインにあるものなので、今後、その出し方によっては、委員会としての数はちょっと計り知れるところが出てくるかどうかというものは変わっていくかもしれないですし、今やっている委員長さんたちが、前は2年に1回で出していたので遅いんですけども、1年に1回出せるようになれば、多分、数も増えてくるん

じゃないのかなって思っていますので、今言ったとおり、御意見があったとおり、政策形成サイクルしっかり乗せながら、調査研究を続けていき、最終的にアウトカムようになっていけばいいなと思っているので、この意見を取り入れて、また次年度以降、続けていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、そのように取り扱っていきたいと思います。

続きまして、取組ナンバー16です。

調査・研究の、今度、会派です。会派となります。

会派の中での御意見ということで、評価と段階評価をお願いします。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 ①から③及び⑤は達成している。アンケートは未実施ということで、段階評価はBとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 市内調査したり、提言書提出という部分もできたので、段階評価はAとさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 コロナ禍のせいにするわけではないですが、活動の制限を受けたこともあり、調査研究が進まなかったもので、総合評価としてはBです。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 おおむね達成しているということでAです。

○齊藤委員長 こちらもBABAということで分されました。全体的な評価になりますので、会派個

人では成績が良くても、全体でいくとどうなんだろうというところを鑑みてやっていくしかないのかなというふうに思っています。

1、2、3は達成し、会派行政視察はコロナから行けなかった。研修会等も同じですね。コロナ禍でもやってくれた、あるいはオンラインでやっていたというところは、受けるところに査定が入ると思うんですけども、今回はコロナがあったということで、なかなか実施しづらかったのではないかと思います。

あと、1、2、3に関しましては、取り組んだ実績が、公明さんと那須塩原クラブということになっています。半々になっていますので、評価的には、AではなくBのほうがいいかなとは思いますが、公明さんどうでしょうか。

○星委員 いいですよ。

○齊藤委員長 敬清会さんもうどうでしょうか。

○大野委員 Bをお願いします。

○齊藤委員長 じゃ、取りあえず、おおむねどころか普通にA評価と変わりません。75%以上はやっているということなので、引き続き研修会等、あるいは視察等、行かせていただいて、各会派が1項目でも2項目でも市長に対して政策立案できるようになっていくことが、お互いの会派活動の活性化にもつながると思いますので、引き続きこの評価で、今回はいかせていただきたいと思います。

それでは、これにおける課題です。それについて次のページにあるので、那須塩さん、お願いします。

○山形委員 提言などが施策にどのように反映されているのか評価が困難であると。評価の基準が曖昧であるというふうな問題点です。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 Aの評価指標の数値化が困難です。

以上です。

- 齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。
- 鈴木委員 これは、コロナ禍での活動の方法を検討するということですね。
- 齊藤委員長 活動を検討するということですね。
敬清会さんは特になし。
- 大野委員 ないです。
- 齊藤委員長 今、那須塩さんと公明さん書いてあるところに関しての改善点も含めた意見をお伺いします。
那須塩さん、お願いします。
- 山形委員 引き続き、内部研修会の研修の充実を図り、方向性としてアウトプットの項目の見直しをちょっと検討するべきと、施策に反映されている基準と定義を明確にしていく必要があるのではないかということです。
以上です。
- 齊藤委員長 公明さん、お願いします。
- 星委員 調査研究した結果を、さらに政策立案に、提言につなげていくということが改善点で、今後の方向性としては、市内の事業所や市民の声を聞く活動を実施し決定していくということです。
以上です。
- 齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。
- 鈴木委員 政務活動費の活用を含め、コロナ禍でできることを検討するのは改善点。同様にそういったことをやっていくというのが方向性です。
- 齊藤委員長 分かりました。
敬清会さん、お願いします。
- 大野委員 内部、外部研修の充実の図っていくと。今後も継続していくと。
- 齊藤委員長 議運としても、内部の研修会なんですけれども、内部研修したからって政策提案ができるのかちょっと微妙なんですけれども、引き続き各会派で意見抽出等、課題解決のための提案を

していくということで、皆さんからいただいた意見を反映しながら、次回につなげていくということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 齊藤委員長 ちなみに、意見が出ていたとおり、市民にもたらす効果のところなんですけれども、政務活動費のところなんですよね。なんで、政務活動費を有効に使っているから、政策の提言、一般質問とか代表質問とか含めてしているのでよくなったんだってということを立証するための指標というのがちょっとすごく難しいので、今後、係るアウトカム指標に関しては、ちょっとお知恵を借りようかなというのでは残ると思います。
じゃ、そんな形で進めさせていただきます。
続きまして、取組ナンバー17番です。
今度は、議員個人です。
こちらを那須塩さんからお願いします。
- 山形委員 おおむね取組が進められているということで、段階評価はAとさせていただきます。
以上です。
- 齊藤委員長 公明さん、お願いします。
- 星委員 おおむね達成はしているんですけれども、評価はBとさせていただきます。
以上です。
- 齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。
- 鈴木委員 調査・研究・政策立案・提言は行われているので総合評価としては出ているのでAです。
- 齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。
- 大野委員 おおむね達成しているということで、Bと書いてあるんですけれどもAです。すみません。
- 齊藤委員長 ありがとうございます。
ちょっと皆さん分かりづらかったと思うんですけれども、25人のうち、質問を1項目以上やった人数みたいな形で、説明書が僕らもなくて泣いて

いたんです、会派のほうでも。なので、どこの会派さんも質問しているから、ここは人数が入るはずなんです。全員がやるというわけではないにしても、おおむねいけば、多分、評価は普通はAなのかなとは思っているので、ここは公明さんもAでいいですか。

○星委員 Aでいいです。

○齊藤委員長 実は、前々からもう引継ぎで、これは何を聞いているかというのは、僕らも持っていないものですから、判断基準、皆さんに、説明がついていけばもうちょっと分かりやすいと思うんですけれども。ということで、段階評価はAにさせていただきます。

最初、分かれていたので、課題と問題点を那須塩さんから聞きたいと思います。

○山形委員 具体的課題の抽出や調査・研究・政策提言が施策に反映されているか図る方法が問題点ということです。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 議員個人の課題解決のための調査研究と、常任委員会や会派などの調査研究と関連している場合、縦分けがあって評価することが困難であるということで、政策提言が政策に反映されているかを図る方法がちょっと課題になっています。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 一般質問等には生かされていると判断しました。問題・課題については、議員の政策立案・提言が政策に生かされているか。生かされるかどうかの検証、専門家のアドバイス支援が必要ではないか。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、なしです。

こちらを受けて、改善点と方向性をお願いしたい

と思います。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 アプトプット項目の見直しが必要、内部、外部研修の充実を図り、今後の方向性は、アウトプット項目の見直しを検討する。何かお決まりの話になってしまいました。すみません。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 那須塩原クラブと同じです。

あと、今後の方向性も、今後、継続して取り組むということです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 議員の政策立案・提言を実施し、政策に生かされるような支援体制があるといいかなと思います。

方向性としては、議員の政策立案というような政策に移管されるような支援体制の整備をする、です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 いつも同じ答えて申し訳ないです。内部、外部研修の充実を図って継続していく。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

議会と委員会と会派と個人ってなっちゃっているので、ちょっと全てを見ていくとなると、どういう成果指標がいいのかが分からない。極端な話で言えば、何年も前に言ったやつを別の議員が質問したら、もう10年越しになったというときにも、昔言った人は、俺やったんだよなみたいな話になるので、ちょっと評価が難しいんですけれども、ただ、10年越しだろうが、5年越しだろうが、一月前のことだろうが、かなえば市民は、例えば議員さんがやってくれたということであれば、評価としては上がってくる。提言を行っているんだな

というところになればいいなと思うので、もうちょっとこの4つをどう考えるかというところが、今後の課題としてやっていきたいと思います。

アウトプットのほうも、この見直しもそうですし、内部、外部の研修に関しては、志絆の会さんが書いてあるとおり、政策立案・提言系の支援体制、研修等をやれるようにしていけばいいのかなって感じがしたので、今後も議員の皆さんそれぞれが政策立案・提言ができるような環境をつくり上げていくというような解釈で進めていくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 では、この形で進めさせていただきます。

続きまして、取組ナンバー18です。

議員の資質向上ということです。

こちらに関しての評価と段階評価を、那須塩原さん、お願いします。

○山形委員 コロナで達成ができなかったということで、段階評価はAです。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 おおむね達成しているということで、Bと評価させていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 コロナ禍で研修ができなかったということがあることを踏まえてBとしました。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 おおむね達成しているということで、Bでお願いします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

おおむねの達成と研修ができなかったとってBってすごいと思っているんですけども、できていないのにBなのって思っちゃう。

上見たとおり、議員研修の計画の策定、それは

できますよね。年度当初だから6回やろうって。やってみたら外部研修がゼロで、内部が何とかかろうじて1回できたということなので、コロナのせいではできなかったとはいえ、どこの評価をもってBになっているのかって、俺が言っちゃうのも何なんですけれども、そうやって那須塩原クラブさんが言っていますけれども、どう思いますか。

○星委員 うちのほうでBと評価したのは、コロナ禍の中で外部研修というのは本当に難しかったと思うんです。その中でも頑張って議員研修の策定を実施して、1回、内部研修もできたというのは、ここはやっぱり評価すべきなんじゃないかなというところでBとさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 やり方ですね。志絆の会さんも同じですかね。

○鈴木委員 はい。

○齊藤委員長 敬清会さんも同じですね。

○大野委員 はい。

○齊藤委員長 そしたら。

○山形委員 Bで。

○齊藤委員長 じゃ、那須塩原さんがBにするということで、じゃ、段階評価はBにそろえさせていただきます。

皆さん、優しい評価で。資質向上なので、1回受けただけで資質が上がったのかというところが論点なんですけれども、皆さんが上がったであろうということであればBでもということで。

那須塩原さんで1会派だけなので、皆さんに合わせていただいたんですけども。あくまでも、どう拾っても75%ではないような気がするんですよ。

〔「Cでいいのでは」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そうですか。じゃ、急に小島委員の意見がありましたけれども、いいですか、じゃ、

ちょっと評価、僅かに落とすということで。

コロナ禍でも要はできたことがあるんじゃないかということを考えると、今回は、結構そういうふうにならざるを得たりとか。始まっているので、令和3年度は。令和2年度の評価でいけば、よかったのかもしれないけれどもということですよ。じゃ、一発大逆転で、記号がないんですけれどもCにしていいますか。

じゃ、段階評価Cに変えさせていただきます。

じゃ、課題・問題点です。

那須塩さん、お願いします。

○山形委員 研修実施のスケジュールを明確し、議員が参加しやすい環境の整備。アンケートは反映しづらいというふうな問題点があるということです。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 コロナ禍で研修はできていない。オンライン研修等で取り組めないか。個人的に研究などが課題かなということです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 アンケートに非常に反映しづらいというのは充実承知の上で、アンケートに盛り込んでいくということです。

○齊藤委員長 あっても全然いいと思います。要はアウトカムのことですよ。ありがとうございます。

じゃ、こちらの課題・問題点に対して、改善点、方向性を那須塩さんからお願いします。

○山形委員 多様な考えを有する研修などの充実を図り、研修スケジュールの明確化が必要。さらにインターネットを活用した研修も検討するのがいいんじゃないかという改善点で、今後の方向性は、年度当初に研修項目とスケジュールを作成し、積極的に情報収集、政策の立案・提言につなげるこ

とが必要であり、取組は今後も継続していこうということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 多様な考えを有する研修などの充実を図るということで、今後の方向性としては、積極的に情報収集して、政策の立案・提言につなげ、取組は今後も継続するです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 改善点ということは特にありませんが、この取組は今後も継続していくと。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 研修の内容の充実とスケジュールの明確化ということで、今後も継続していくと。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ここにはスキルアップは出てこないんですね。一番、書くところな気がするんですけども。

ということで、内部、外部の研修は必要だということ、それを反映していくということ、今現在、令和3年度、一生懸命やっていますので、引き続き取り組んでということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、それで進めさせていただきます。

続きまして、取組ナンバー19番です。

議会事務局の充実強化というところです。

こちらに関して、評価、段階評価を那須塩さんからお願いします。

○山形委員 ①②③とも実施されていて、段階評価はAとさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。
○星委員 達成しているということでAにさせていただきます。
以上です。

○齊藤委員長 すみません。全部Aでした。
Aなんですけれども、ちょっと課題・問題点のところを、那須塩さんからお願いします。

○山形委員 議会事務局の言っている、よく職員の皆様が行っている研修の内容とか、その辺がうまく理解できていないというのが問題点ということで、そんな話でございます。
以上です。

○齊藤委員長 公明クラブさん。
○星委員 大学等とのパートナーシップの協定という部分では、この令和2年度に関してはこれからだという部分です。

○齊藤委員長 敬清会さん。
○大野委員 アンケートに関して、議会モニター等ということで、これ、必要あるのかなという部分が感じました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。
今、大野委員が言ってくれたとおり、感じる議員の増加なので、議員が議会事務局に対してどう思うかというアンケートが必要があるかどうかというところですね。分かりました。

それでは、課題点、問題点を見て、改善点、今後の方向性について、那須塩さんからお願いします。

○山形委員 法務機能についてのスキルアップが必要、在籍年数に応じた研修の実施を検討し、今後の方向性は、調査機能及び法務機能の向上とスキルアップを図り、取組は今後も継続する。
以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。
○星委員 那須塩原クラブさんと一緒です。

○齊藤委員長 志絆の会さんはなしです。
敬清会さん、お願いします。
○大野委員 スキルアップが必要ということです。
○齊藤委員長 あくまで取組実行計画、議会事務局の充実強化なので、そこに関して行われるということと、大学とのパートナーシップに関しても、今後取り組むのに当たって、各種テーマ、多分、相馬さん、この間やってみたいなイメージで、何かを達成するためのパートナーシップ、そういったものがあることでということも含まれての判断なので、ちょっと難しい評価には分かれちゃうのか。

1番を取ればそれだけだし、2番だけ取ればという話になってくるので、ちょっとここも、今後、アウトカムの指標であったり、実績の評価を図るところは課題かなとは思っています。

ただ、言っているとおり、調査機能と法務機能の向上とスキルアップということが、大体今も会派に書いてありますので、このような取組をしていくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、20番です。
議員定数の定期的検討ということで、こちらに関しての評価と段階評価を那須塩さんからお願いします。

○山形委員 全部Aだね。
○齊藤委員長 全部A、失礼しました。モニターさんにもまだアンケートが未実施ということです。
じゃ、改善点のほういきますか。
改善点のほうお願いします。

○山形委員 改善点は、引き続き検討し、今後の方向性もやっぱり定期的に議員の定数の検討は行うべきだということです。
以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 引き続き検討すると、今後も引き続き、定期的に議員定数の検討を実施するです。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 黄色いほうの評価のところに書いてありますけれども、4年に一度のチェック程度でよいということで、改善点は無しです。

今後の方針は、前回やったように、他自治体の状況を4年に一度チェックすることで、違いがあるかどうかを判断すると。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 引き続き検討する。今後も定期的に議員定数の検討を行うと。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ということなんで、引き続き定期的に行うということで、取り組ませていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

21番目です。

議会改革の推進になります。

こちらの評価、段階評価についてと思ったんですけども、こちらもAということです。

全部Aなんですけれども、課題・問題点を那須塩さんからお願いします。

○山形委員 議会改革が市民益となっていることの市民への理解が低いということが問題点です。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 さらなる改革の推進です。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、お願いします。

○鈴木委員 まだ途中と考えていますので、ほかの判断もこれからだろうと。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 さらなる改革の推進。

○齊藤委員長 が、課題ということですよ。問題点ではないということですよ。ありがとうございます。

じゃ、それを受けて、改善点と今後の方向性を那須塩さんからお願いします。

○山形委員 議会広報の強化を進めて、今後の方向性としては、議会改革を進めて、市民への理解を深めていくことが必要ということです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明さん、お願いします。

○星委員 改善点は、アウトカムのさらなる充実が必要ということで、今後の方向性はさらなる改革の推進です。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さんはなしと。ありますか。

○鈴木委員 特にないです。

○齊藤委員長 何か付け足すこと大丈夫でしょうか。

○鈴木委員 大丈夫です。

○齊藤委員長 敬清会さん。

○大野委員 ランキングのみにとらわれないで、さらなる議会改革の推進を図っていくということです。

○齊藤委員長 分かりました。

いずれにしても議会改革は進めるべきだという肯定的な意見ということで捉えさせていただきまして、今後、皆さんの会派からいただいた意見を加味しながら進めていくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、取組ナンバー22です。議会制度及び運営の見直しということです。

こちらに関しても全てAということになっています。

こちらに関してできているんですけども、改善点、今後の方向性を那須塩さんからお聞きしたいと思います。

○山形委員 議会運営に関する理解を、議員間で深められるようにしていき、今後の方向性としては、会議規則、規程、要綱の見直しを行うべきだということですか。

以上です。

○齊藤委員長 公明さん、お願いします。

○星委員 改善点としては、コロナ禍における議会運営制度の課題の抽出、見直し、あと、今後の方向性としては、オンラインでの議会運営制度の確立、議会運営委員会ではなくて議場での表決システムとかそういった意味での議会運営です。その部分の確立です。

以上です。

○齊藤委員長 志絆の会さんは特になし。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 市民ニーズ調査把握に対する対応が必要と。今後、さらなる改革の推進。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

議会制度と議会運営の見直しなので、敬清会の改善点の市民ニーズ調査というのは、何となく。上は職員ニーズ調査なんです。運営なので、例えば、前ちょっと言っていたと思うんですけども質問重複とか。そういったのはアンケートでは執行部から上がってきて、同じ質問するんじゃないみたいなのがあったんで、そういったところの調査の把握が昔はアンケート取ったということであると思うので、多分また、ここと市民とは違うのかなとは思ったんで。ここという形で、すみません、それがちょっと言いたかったんで。

あとは、こちらも今後よりよく議会が運営でき

るような見直しを図りながら進めていくという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 オンラインに関しては、今、採決までできるところまでいっているんですが、まだ表決システムまではいっていないので、今後研究していくということで取り組んでいくという形でお願いします。

最後になります。

23番です。

条例の見直しについてです。

こちらに関しての段階評価はやはりAということで全員そろっているんですが、課題と問題点があるようなので、那須塩原さんからお願いします。

○山形委員 議会基本条例の目的、達成度の評価指数がないということが問題点でございます。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

公明クラブさん。

○星委員 条例の見直しです。

○齊藤委員長 条例の見直しが問題なのか、課題なのか分からないんですけども。

○星委員 問題ではありません。課題です。

○齊藤委員長 志絆の会さん、不明って書いてあるんですけども。

○鈴木委員 ないということ。今のところ。

○齊藤委員長 敬清会さん、お願いします。

○大野委員 条例の定期的な見直しが必要だということ。

○齊藤委員長 それでは、改善と今後の方向性について、那須塩さん、お願いします。

○山形委員 議会基本条例を検証するための新たな成果指標の導入を検討し、今後の方向性は、議会基本条例の目的達成度の評価指標を作成する必要があるのではないかということ。

以上です。

○齊藤委員長 公明クラブさん、お願いします。

○星委員 改善点としては、事務事業評価の時期変更か見直す方向の見直し。年度遅れの見直しにおける次年度に反映されないという部分がかかなりあるということと、今年度では実施しているのに事務事業評価に反映できないという問題です。

あと、今後の方向性としては、次年度に反映できるような事務事業評価報告の見直しです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

志絆の会さん、なしです。

敬清会さん、お願いします。

○大野委員 今後の方向性としては、継続的に取り組んでいくということです。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で全て23項目のほうを取り入れさせていただきました。何点か事務事業評価から外すというものが出てきておりますので、そこら辺、加味しながら、令和3年度の評価表は作っていきたくと思いますので、あとはまたそれを示すときには、正副案として出させていただきたいと思います。

係長、ここで言っちゃっていいんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 今後なんです、皆さん、何点か出てきたとおり、今、令和2年度の、ここで評価をしていて、令和3年度ではやっているのに令和2年度でやっていないから、わざわざ5割とかいう、そういう面倒くさいことをやっているの、ちょっと皆さんに御負担かかっちゃうんですけども、来年、この年が明けた2月か3月に、今やっている令和3年度の評価もやってしまおうと思っているんです。そうすると、来年度は令和3年度の評価はしなくなってくるので、令和4年度の取組の事

務事業評価をやっていかうと。

要は、単年度の中でそのままの年で評価すれば、記憶に新しいうちに取り組めるので、そういうふうに変えていきたいと思うんですけども。意味分かりますか。大丈夫ですか。

要は、今、令和2年度で書いたやつは、もう令和3年度12月なので、あと3か月で終わっちゃうんですよ。だから、今回だけ2回やるんですけども、来年度は、もう令和4年、1回だけで済むので、そういうふう。似たようなフォーマットにはなるんですけども、今の現数字が出せるということで、ちょっとこの遅れた評価をやめて、単年度評価にしたらどうかと。

〔「はい」「それがいいと思います」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ちょっと各会派の皆さんには、もう一度迷惑かけちゃうんですけども、ただ、今年度やっていることかどうかが判断が早いので。じゃ、もう一度。これはこれで普通にまとめさせていただいて、令和3年度の評価も2月か3月。遅くても年度明けても別に構わないので、そのうちに、早いうちにやりたいと思います。どこで締めるのというのは3月から始まるので、12までいったその1年間のサイクルで2月、3月までにその年の評価をするという形に、ちょっと強引ですけども変えさせていただいて。

そうすると、事務局のほうで数字拾うのがかわいそうなんですけれども、でも単年度評価はしやすい。あれはどうだっけというのがなくなると思うので、それでちょっと取り組ませていただくということで、そのように取り扱わせていただきます。

(3)の事務事業評価について、何か皆さんの御意見ありますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、こちらで一応まとめさせてい

たきます。

続きまして、次第4に移ります。

会派代表質問、市政一般質問の執行部確認方法の変更についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、こちらの今、通知差し上げたものを御覧ください。

会派代表質問、市政一般質問につきましては、数値とか法令とかに誤りがないか事前に確認をいただくようにということで御決定いただいたところですが、目的、タイミングとか、あるいは内容ですとか、いろいろ統一されていなかったりとかというところもあって、少し変えたほうがいいのではないかというようなお話いただきましたので、こういう形でどうかというものをお示しするものです。

まず、事前確認なんですけれども、丸の1つ目のところ。通告書の法令名、事業名、数値等に、今までは事前に執行部で確認をということにしていたんですが、こちらについて変更しまして、原則としては自ら確認をする。これを基本としてはどうかということです。ただ、議員の判断によって、質問分野を所管する執行部の担当課に確認を依頼しても差し支えないものとするものです。

執行部での確認をどのタイミングでするかということについては、事前ではなくて事後でということで、丸の2つ目なんです。通告を事務局は通告書について、庁内グループウェア、執行部側のグループウェア、これは今でも掲載しておりますが、こちらに掲載します。

執行部の担当課は、通告書の掲載をおおむね2日以内に、通告内容に誤りがないかを確認しまして、誤りを発見した場合には、事務局に連絡をし

た上で担当課から直接議員に電話等で修正を依頼するという形を取る。

ただ、誤字脱字等の軽微なものについては、議員に確認をとということではなくて、修正を事務局に一任しているものとしていただいて、事務局が修正後の内容を議員に連絡をするとさせていただければというものです。

議員は、先ほどの担当課から修正の依頼があったときには、説明を踏まえて、修正していいかどうかということを検討して、電話かサイボウズで事務局に連絡いただければと思います。

事務局は、通告書を修正したときには、修正後の通告書を議員宛てにサイボウズで送るとともに、執行部内の庁内のグループウェアに掲載をするという形の変更をということなんですけれども、御協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○齊藤委員長 説明ありがとうございました。

1回、皆さんに御同意いただいて始めたものなんですけれども、議員さんの取り方がいろいろ様々になっちゃって、質問文書いたらそこに出しに行っちゃっているみたいな感じになっちゃって。だから、本来であれば何々の法律であればそれだけを見てもらえばいいんですけれども、全文を見てもらっている関係になっちゃう以上、普通の公務中に、議員さんがその質問のためにその課にお邪魔しにいくみたいになっちゃって、言い方あれなんですけれども、それだけのために時間を取られちゃっているところと、あと、それを修正をその場でしちゃうので、何かもうやり取りが始まっちゃっているみたいな感じになっているんですよ。

事務局サイドはその通告をした後に、議員がその言葉を間違っているということ、あんまり恥をかかせたくないみたいに、すごく気を使ってくださったんですけれども、あと

は各課から、事務局、何見てんだって批判をされてしまうところもあったんで、出来が悪いのは議員であって、決して執行部の、事務局の話じゃないんだよって話をこの間させていただきました。

なので、打合せはあくまでも通告が終わった後に戻して、前のおり戻して、法律名とか施行日とか条例制定日とか、違いますよね、国が通ったときの日付とか。そういったものはヒアリングが必ずある程度はあると思いますので、そういったところでしっかり調整していただくということと、先ほど係長からあったとおり、誤字脱字に関しては、事務局のほうから連絡が来るという形に戻りたいというのと、こちらにして固定をしたいと。

3回ぐらい行っている人いるんですよ、もう。通告する前に。えらい多分迷惑だと思うんで。質問だけのためにというのは、大変なんで。それで向こうも内容は聞けると思うんで、何か質問の中身の話になっちゃうんですって。そうするともう本末転倒なので、ちょっとここをもう一度、強化というか戻しつつ、議員のほうもしっかりと数値等間違いのないようにしていくというような内容も踏まえての修正にしていきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

この中身で聞きたいこと、何かあれば。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 大丈夫そうですか。

この間は、下に行って聞いてきたのかと言わないと質問を取らないというような、逆にノルマが課せられてちゃって、月曜日に出そうと思った人は、そこに事務局いなかったらもうアウトという話になっていたんで、そういった部分をまた普通に戻せるようにということなんで、簡単に言うと前に戻すという形。

ただ、そこの、さっき言ったとおり、日付とか数字に関しては、ある程度確認してくださいとい

う形になります。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○齊藤委員長 はい。

○森本委員 ということは、法令名だったりとか数値とか、そういうものは、質問の中になかった場合は、そのまま出しておいても構わないということですよ。

○齊藤委員長 僕はそういう判断をしているんですけども、係長もそういうイメージじゃないでしょうか。

係長、お願いします。

○佐々木議事調査係長 出していただくのは、そのまま出させていただいて大丈夫です。あってもなくても執行部のほうで、その辺に何か誤りがあるのどうかを確認していただくような形になります。

○齊藤委員長 どっちにしてももう事務局に出すという形になります。

そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、なければ、次回の、3月の定例会の質問からその様式で、もう一度議員の皆さんに、最終として出すということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、このように取り扱いますので、皆様もし聞かれたときには、先に行かなくていいから事務局にちゃんと出してくれということで教えてあげていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、(5)のその他になります。

○質問順の見直しについて

○宇都宮共和大学との協定の締結について

○3月開催議員研修について

○議場コンサートの実施の有無について

◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を
閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時27分